

(案)

柏崎市地域防災計画 (風水害等対策編)

令和8(2026)年 月修正

新旧対照表

第1編 風水害等共通対策 第1章 総則

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 計画作成の趣旨 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 基本理念 (略) (1)～(5) (略) (6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。また、県、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>(追加)</u>被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>(7)～(10) (略) (11) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>(追加)</u>あ所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 各機関等の責務 (1) 市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産の保護し及び被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら防災活動を実施する。なお、その実施に当たっては<u>(追加)</u>被災者支援の仕組みの整備等にあわせて努めることとする。 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 基本理念 (略) (1)～(5) (略) (6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。また、県、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の实情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)</u>などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>(7)～(10) (略) (11) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>2 各機関等の責務 (1) 市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産の保護し、被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら防災活動を実施する。なお、その実施に当たっては<u>地域の实情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)</u>などの被災者支援の仕組みの整備等にあわせて努めることとする。 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p>	<p></p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>語句修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

修正前	修正後	修正理由								
<p>なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の内容 (略)</p>	<p>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の内容 (略)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="118 485 454 520">機 関 名</th> <th data-bbox="461 485 996 520">処理すべき事務又は業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="118 525 454 1428">柏 崎 市</td> <td data-bbox="461 525 996 1428"> <ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容	柏 崎 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 485 1366 520">機 関 名</th> <th data-bbox="1373 485 1904 520">処理すべき事務又は業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 525 1366 1428">柏 崎 市</td> <td data-bbox="1373 525 1904 1428"> <ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容	柏 崎 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容									
柏 崎 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容									
柏 崎 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関する事 6 被災者の救助及び救護措置に関する事 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 11 要配慮者に対する相談・支援に関する事 12 こころのケア・救護所設置に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 18 救助物資及び災害対策用資機(器)材の備蓄・調達に関する事 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事 20 通信施設の確保及び整備に関する事 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関する事 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事 26 その他市の所管事務についての防災対策に関する事 									

修正前		修正後		修正理由
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令の情報提供・技術的支援に関する事 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 12 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 13 要配慮者に対する相談、支援に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車両の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事 	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令の情報提供・技術的支援に関する事 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 12 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 13 要配慮者に対する相談、支援に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車両の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事 	
新潟県警察本部 (柏崎警察署)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事 	新潟県警察本部 (柏崎警察署)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事 	
指 定 地 方 行 政 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関する事 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関する事 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与及び譲与に関する事 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関する事 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関する事 	第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関する事 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関する事 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与及び譲与に関する事 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関する事 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関する事 	

修正前		修正後		修正理由	
東京管区気象台 新潟地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	東京管区気象台 新潟地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	機関名称変更及び時点修正	
	長岡労働基準監督署	災害時における産業安全の確保に関すること	長岡労働基準監督署		災害時における産業安全の確保に関すること
	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所	1 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 2 大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること。	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所		1 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 2 大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること。
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救済活動の実施に関すること	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救済活動の実施に関すること		
指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社柏崎駅 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	東日本旅客鉄道株式会社柏崎駅 日本貨物鉄道株式会社		災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	<u>東日本電信電話株式会社新潟支店</u> 株式会社NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること	<u>NTT 東日本株式会社東日本電信電話株式会社新潟支店</u> 株式会社NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社		1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること	日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区		1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会新潟放送局	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること	日本放送協会新潟放送局		1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式会社（追加）	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること	東日本高速道路株式会社 <u>長岡管理事務所</u>		1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること	東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター		1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社柏崎支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	日本通運株式会社柏崎支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	

修正前			修正後			修正理由
	日本郵便株式会社	災害地における郵政業務の確保、郵便事業に関する災害対策特別事務取扱及び援護対策に関すること		日本郵便株式会社	災害地における郵政業務の確保、郵便事業に関する災害対策特別事務取扱及び援護対策に関すること	
指 定 地 方 公 共 機 関	柏崎土地改良区	水門、水路、ため池、農業用ダム等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること		柏崎土地改良区	水門、水路、ため池、農業用ダム等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること	
	北陸瓦斯株式会社柏崎支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること		北陸瓦斯株式会社柏崎支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること	
	一般社団法人新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること		一般社団法人新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること	
	新潟運輸株式会社柏崎支店 中越運送株式会社柏崎営業所 上越運送株式会社柏崎営業所 頸城運送倉庫株式会社柏崎営業所 越後交通株式会社柏崎営業所 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会 柏崎支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること		新潟運輸株式会社柏崎支店 中越運送株式会社柏崎営業所 上越運送株式会社柏崎営業所 頸城運送倉庫株式会社柏崎営業所 越後交通株式会社柏崎営業所 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会 柏崎支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること		株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること	
	株式会社新潟日報社柏崎総局	災害時における広報活動に関すること		株式会社新潟日報社柏崎総局	災害時における広報活動に関すること	
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること		一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること	
	(追加) 公益社団法人新潟県看護協会	(追加) 災害支援ナースの派遣に関すること		新潟県歯科衛生士会 公益社団法人新潟県看護協会	災害時の口腔ケア等に関すること 災害支援ナースの派遣に関すること	

修正前			修正後			修正理由
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること		公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	
その他の公共的団体 及び防災上重要な施設の管理者		災害時における広報活動に関すること			災害時における広報活動に関すること	
	朝日新聞柏崎支局		朝日新聞柏崎支局			
	読売新聞柏崎通信部		読売新聞柏崎通信部			
	柏崎日報社		柏崎日報社			
	柏崎農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること	えちご中越農業協同組合柏崎農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること		
	柏崎地域森林組合	2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること	協同組合	2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること		
	新潟県漁業協同組合柏崎支所	3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること	柏崎地域森林組合	3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること		
	中越農業共済組合柏崎支所		新潟県漁業協同組合柏崎支所			
	酪農にいがた農業協同組合柏崎支所		中越農業共済組合柏崎支所			
			班			
柏崎商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること	柏崎商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること			
北条商工会	2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること	北条商工会	2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること			
西山町商工会		西山町商工会				
高柳町商工会		高柳町商工会				
一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること			
一般社団法人柏崎市歯科医師会	2 災害時のこころのケアに関すること	一般社団法人柏崎市歯科医師会	2 災害時のこころのケアに関すること			
一般社団法人柏崎薬剤師会		一般社団法人柏崎薬剤師会				
公益社団法人新潟県柔道整復師会	災害時における応急救護に関すること	公益社団法人新潟県柔道整復師会	災害時における応急救護に関すること			
上越ブロック		上越ブロック				
一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること					

修正前			修正後			修正理由
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	名称の正規表記	時点修正
	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。		
	新潟県災害ボランティア調整会議	市災害ボランティアセンターの支援に関すること	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること		
	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害福祉支援チームの派遣に関すること	新潟県災害ボランティア調整会議	市災害ボランティアセンターの支援に関すること		
	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 <u>柏崎市指定排水設備組合(追加)</u>	災害時における応急復旧の協力に関すること。	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害派遣福祉福祉支援チームの派遣に関すること		
	川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 <u>柏崎市指定排水設備組合</u> <u>柏崎市測量設計業協会</u>	災害時における応急復旧の協力に関すること。		
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。	川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。		
	自主防災組織(町内会)	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。		
			自主防災組織(町内会)	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること		

第3節 柏崎市の自然条件

- 1 (略)
- 2 気候及び気象の概要
 - (1) (略)
 - (2) 気象の特徴

第3節 柏崎市の自然条件

- 1 (略)
- 2 気候及び気象の概要
 - (1) (略)
 - (2) 気象の特徴

修正前	修正後	修正理由
<p>ア (略)</p> <p>イ 降水量(雨、雪)</p> <p>(ア) 雨</p> <p>大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線(太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下)及び雷雨などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。</p> <p>(イ) 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿い、山間部が海岸部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置によっては海岸部でも多く降る(里雪型降雪)ことがある。山間部では、1日(24時間)の降雪量が1mを超える場合もある。<u>(追加)</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>第4節 柏崎市の社会的条件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 交通</p> <p>本市は、東日本旅客鉄道株の信越本線と越後線の分岐点に当たり、信越本線及び越後線に15駅がある。</p> <p>一方、バス路線は高速バスを含め、<u>3.2</u>路線が運行されている。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 既往の主な災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 過去の主な災害</p> <p>(表は一部抜粋：次頁)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 降水量(雨、雪)</p> <p>(ア) 雨</p> <p>大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線(太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下)及び雷雨などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。</p> <p>(イ) 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿い、山間部が海岸部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置によっては海岸部でも多く降る(里雪型降雪)ことがある。山間部では、1日(24時間)の降雪量が1mを超える場合もある。<u>また、JPCZ(日本海寒帯気団収束帯)が発生した場合、それに伴う带状雲の周辺では、局地的な大雪となることもある。</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>第4節 柏崎市の社会的条件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 交通</p> <p>本市は、東日本旅客鉄道株の信越本線と越後線の分岐点に当たり、信越本線及び越後線に15駅がある。</p> <p>一方、バス路線は高速バスを含め、<u>2.3.3.2</u>路線が運行されている。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 既往の主な災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 過去の主な災害</p> <p>(表は一部抜粋：次頁)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>時点修正</p>

修正前					修正後					修正理由	
3	地震	新潟地震	S39(1964). 6.16	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。 死者 2人 負傷者 7人 住家半壊 3戸	3	地震	新潟地震	S39(1964). 6.16	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。 死者 2人 負傷者 7人 住家半壊 3戸		
		新潟県南部地震	H 2(1990).12. 7	鶴川、南鯖石地区を中心に道路の亀裂・損壊が起こった。			新潟県南部地震	H 2(1990).12. 7	鶴川、南鯖石地区を中心に道路の亀裂・損壊が起こった。		
		新潟県中越地震	H16(2004).10.23	震源地の新潟県中越地区で震度7を記録。柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。 負傷者 65人 住家被害 全壊27棟、大規模半壊55棟、半壊237棟、一部倒壊4,587棟 ライフライン被害 停電30,000戸、電話不通35,000回線、水道給水停止2,262戸、下水道35,680m			新潟県中越地震	H16(2004).10.23	震源地の新潟県中越地区で震度7を記録。柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。 負傷者 65人 住家被害 全壊27棟、大規模半壊55棟、半壊237棟、一部倒壊4,587棟 ライフライン被害 停電30,000戸、電話不通35,000回線、水道給水停止2,262戸、下水道35,680m		
No.	災害の種類	名称	発生年月日	被害の状況	No.	災害の種類	名称	発生年月日	被害の状況		
		新潟県中越中地震	H19(2007). 7.16	上中越中の深さ17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。柏崎市、刈羽郡、長岡市で震度6強を観測した。市内全域で家屋・道路等に被害を受け未曾有の大災害となった。 死者 14人 負傷者 1,664人 建物被害(住居) 28,409棟 (全壊:1,121 大規模半壊:676 半壊:3,905 一部倒壊:22,707) ライフライン被害 ガス供給停止:30,978戸 水道供給停止:40,260戸 電気停電:23,300戸			新潟県中越中地震	H19(2007). 7.16	上中越中の深さ17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。柏崎市、刈羽郡、長岡市で震度6強を観測した。市内全域で家屋・道路等に被害を受け未曾有の大災害となった。 死者 14人 負傷者 1,664人 建物被害(住居) 28,409棟 (全壊:1,121 大規模半壊:676 半壊:3,905 一部倒壊:22,707) ライフライン被害 ガス供給停止:30,978戸 水道供給停止:40,260戸 電気停電:23,300戸		
追加			令和6年能登半島地震	R6(2024). 1.1	石川県能登地方においてマグニチュード7.6の地震が発生。 震度5強を記録。新潟県内に約30年ぶりに津波警報が発表された。 負傷者 3人 住家被害 全壊3棟、半壊17棟、準半壊10棟、						

修正前	修正後	修正理由
		時点修正

第1編 風水害等共通対策 第2章 災害予防計画

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 防災教育計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を推進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>(追加)</u> 防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮<u>(追加)</u>しなければならない。</p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとること<u>や家族・地域に避難を促すこと</u>ができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。<u>(追加)</u></p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 防災(防災・減災への取組実施機関)と</p>	<p>第1節 防災教育計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を推進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>学校やNPOなどと連携しながら</u> 防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。<u>特に、女性が防災分野で活躍できる場を提供することを支援し、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置く。</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮<u>することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮</u>しなければならない。</p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとること<u>や家族・地域に避難を促すこと</u>ができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。<u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。</u></p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 防災(防災・減災への取組実施機関)と</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー（追加））の連携により、<u>高齢者</u>の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 <u>市は、</u>県が示す洪水浸水想定図や土砂災害警戒区域図等を踏まえ、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、ハザードマップの正しい理解と洪水や土砂災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 災害教訓伝承の取組支援 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 <u>(追加)</u></p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 市における防災訓練</p>	<p>福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、<u>高齢者要配慮者</u>の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 <u>ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPOや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。</u> <u>また、市は、</u>県が示す洪水浸水想定図や土砂災害警戒区域図等を踏まえ、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、ハザードマップの正しい理解と洪水や土砂災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 災害教訓伝承の取組支援 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 <u>また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 市における防災訓練</p>	<p>文言の修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、県及び各防災関係機関、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p><u>(追加)</u> また、災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。 このため、市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を早期に実施することや必要な人員を早期に動員し防災体制を確立するため、市職員等の訓練を実施する。</p> <p>(1)～(4) 略 4～6 (略)</p> <p>第3節 自主防災組織育成計画</p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>(1) 現状 <u>令和5(2023)年4月1日現在</u>、自主防災組織率は99.2% (組織数308組織) である。災害時の共助の重要性から、市民に対し、自主防災組織の組織づくりを積極的に働きかけてきた結果、2度の震災を契機として、地域の防災に対する機運が高まり、自主防災組織の結成が大幅に進んだ。今後は、実効性のある自主防災組織の育成と防災活動の中心的な役割を担う人材育成を行い、地域防災力の充実を図る必要がある。また、地区コミュニティ協議会は災害時には町内会単位の自主防災組織の情報収集を行うなど包括的な役割を担い、円滑な連携体制がとれるよう防災体制の充実を図っている。こうした地区コミュニティ協議会の取組が、町内会による自主防災組織及び住民の防災に対する意識向上に結びついている。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、県及び各防災関係機関、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p><u>なお、訓練は男性だけではなく、女性や若者の参加を促進していく。</u></p> <p>また、災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。 このため、市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を早期に実施することや必要な人員を早期に動員し防災体制を確立するため、市職員等の訓練を実施する。</p> <p>(1)～(4) 略 4～6 (略)</p> <p>第3節 自主防災組織育成計画</p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>(1) 現状 <u>令和7-5-(2025-3)年4月1日現在</u>、自主防災組織率は99.32% (組織数308組織) である。災害時の共助の重要性から、市民に対し、自主防災組織の組織づくりを積極的に働きかけてきた結果、2度の震災を契機として、地域の防災に対する機運が高まり、自主防災組織の結成が大幅に進んだ。今後は、実効性のある自主防災組織の育成と防災活動の中心的な役割を担う人材育成を行い、地域防災力の充実を図る必要がある。また、地区コミュニティ協議会は災害時には町内会単位の自主防災組織の情報収集を行うなど包括的な役割を担い、円滑な連携体制がとれるよう防災体制の充実を図っている。こうした地区コミュニティ協議会の取組が、町内会による自主防災組織及び住民の防災に対する意識向上に結びついている。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>時点修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) 育成の方針 (略) ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(4) 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、おおむね次の活動を行う。 ア 平時の活動 (ア) 情報の収集伝達体制の確立 (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施 (ウ) 避難所運営訓練等の実施 (エ) 火気使用設備器具の点検 (オ) 防災用資機材等の整備及び管理 (カ) 避難行動要支援者に関する情報収集・共有 イ 災害時の活動 (ア) 初期消火の実施 (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、地区災害対策本部及び市への情報伝達 (ウ) 要配慮者等の安否確認及び避難誘導 (エ) 救出救護の実施及び協力 (オ) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）等、その他防災関係機関からの情報伝達 (カ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導 (キ) 給食給水及び救援物資等の配分 (ク) 避難所運営への協力</p> <p>(5) (略) 2・3 (略)</p> <p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1 (略) 2 災害に強い都市構造の形成 (略) (1) (略)</p>	<p>(3) 育成の方針 (略) ア～ウ (略) <u>エ 新潟県防災リーダーの活用</u> <u>防災講演や防災訓練等において、新潟県防災リーダーを積極的に活用し、防災情報の啓発等、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p>(4) 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、おおむね次の活動を行う。 ア 平時の活動 (ア) 情報の収集伝達体制の確立 (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施 (ウ) 避難所運営訓練等の実施 (エ) 火気使用設備器具の点検 (オ) 防災用資機材等の整備及び管理 (カ) 避難行動要支援者に関する情報収集・共有 イ 災害時の活動 (ア) 初期消火の実施 (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、地区災害対策本部及び市への情報伝達 (ウ) 要配慮者等の安否確認及び避難誘導 (エ) 救出救護の実施及び協力 (オ) 地域住民に対する <u>高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）等、その他防災関係機関からの情報伝達 (カ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導 (キ) 給食給水及び救援物資等の配分 (ク) 避難所運営への協力</p> <p>(5) (略) 2・3 (略)</p> <p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1 (略) 2 災害に強い都市構造の形成 (略) (1) (略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>避難指示名称の変更に合わせて修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(2) 都市計画の区域指定による災害に強いまちづくり (略) ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) ～ (11) (略) <u>(追加)</u></p> <p>3 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第5節 集落孤立対策計画</p> <p>1 計画の方針 中山間地域など、風水害の際、土砂崩れ、雪崩や豪雪等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>(追加)</u> 救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) (略) (イ) 市は、孤立予想集落の衛星通信等の通信手段の確保、施設・資機材(電源、熱源等)の整備及び物資(食料、飲料水及び生活必需品)の備蓄等を行う。</p>	<p>(2) 都市計画の区域指定による災害に強いまちづくり (略) ア～イ (略) <u>ウ 無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。</u></p> <p>(3) ～ (11) (略) <u>(12) 所有者不明土地を活用した防災対策の推進</u> <u>市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>3 (略) 4 復興事前準備の取組の推進 <u>市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。</u></p> <p>第5節 集落孤立対策計画</p> <p>1 計画の方針 中山間地域など、風水害の際、土砂崩れ、雪崩や豪雪等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は</u> 救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。 <u>また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。</u></p> <p>(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) (略) (イ) 市は、孤立予想集落の衛星通信等の通信手段の確保、施設・資機材(電源、熱源等)の整備及び物資(食料、飲料水及び生活必需品)の備蓄等を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p><u>(追加)</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。</p> <p>(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。</p> <p>(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。</p> <p>(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に<u>(追加)</u>避難できる。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3) 追加</u></p> <p>(4) 積雪期における対応 雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び暖房・</p> <p>2 市民等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の役割 風水害発生時に、<u>(追加)</u>住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期被害の報告、救援の要請等を、住民又は自主防災組織が自ら行う。<u>(追加)</u>自主防災組織等による<u>(追加)</u>防災訓練等を実施する。</p>	<p><u>孤立発生時に「集団避難」の可能性のある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県は、市の施設整備や<u>備蓄体制の強化等</u>を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。</p> <p>(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。</p> <p>(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。</p> <p>(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に<u>集団</u>避難できる。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。 <u>なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。</u></p> <p><u>(3) コミュニティへの配慮</u> <u>コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。</u></p> <p>(4-3) 積雪期における対応 雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び暖房・調理用熱源・燃料等の確保に特に配慮する。</p> <p>2 市民等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の役割 風水害発生時に、<u>孤立状態となった時には、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期被害の報告、救援の要請等を、住民又は自主防災組織が自ら行う。そのために、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに、自主防災組織等による資機材等を活用した</u>防災訓練等を実施する。</p>	<p>県地域防災計画に あわせ た修正</p> <p>県地域防災計画に あわせ た修正</p> <p>県地域防災計画に あわせ た修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) 企業・事業所等の役割 孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。 <u>(追加)</u></p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施 (<u>(追加)</u> 土木部) <u>(追加)</u> ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。 イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援 ア <u>(追加)</u> 県単独の市事業補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材 <u>(追加)</u> を支援する。 <u>(追加)</u></p> <p>(3) 積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u> の運用 積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u> による住民の救出、医療救護班等の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p> <p>4 市の役割</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 多様な通信手段の確保 避難所等への携帯型無線通信機等の配備、集落への通信設備の整備 <u>(追加)</u> 等を行い、市や防災関係機関との多様な通信手段を確保する。</p>	<p>施する。</p> <p>(3) 企業・事業所等の役割 孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。 <u>通信事業者は孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。</u></p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施 (<u>防災局・土木部</u>) <u>ア 災害時等における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。</u> イア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。 ウイ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援 ア <u>国の補助制度の活用</u>や県単独の市事業補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進を支援する。 <u>イ 物資輸送における無人航空機(以下UAV)等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。</u></p> <p>(3) 積雪期等のヘリコプター、<u>UAV等</u>の運用 積雪期等のヘリコプター、<u>UAV等</u>による住民の救出、医療救護班等の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p> <p>4 市の役割</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 多様な通信手段の確保 避難所等への携帯型無線通信機等の配備、集落への通信設備の整備、<u>通信機器等が扱える人材育成及び使</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の追加</p> <p>県地域防災</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 集落内のヘリポート適地の確保 県及び消防本部が実施する積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u>による住民の救出・物資の補給方法について協議し、ヘリポート適地 <u>(追加)</u>を確保する(冬季積雪の多い地域は、グラウンド等の地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。)</p> <p>(6)～(7) (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>用方法の周知</u>等を行い、市や防災関係機関との多様な通信手段を確保する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 集落内のヘリポート適地の確保 県及び消防本部が実施する積雪期等のヘリコプター 一、<u>UAV等</u>による住民の救出・物資の補給方法について協議し、ヘリポート適地 <u>及び無人航空機等を活用する場合の集落内の拠点</u>を確保する(冬季積雪の多い地域は、グラウンド等の地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 資機材の整備</u> <u>孤立状態に一定期間対応できる資機材(電源、水源、電熱等)の整備、物資の備蓄と事前配置を強化する。</u></p> <p><u>(9) 無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入</u> <u>無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入を検討するや(平時の利活用含む。)</u></p> <p><u>(10) 「集団避難」の方法の確認</u> <u>「集団避難」の可能性のある場合の避難先や避難方法等についての考え方を確認する。</u> <u>なお、集団避難を検討する場合、避難者のコミュニティの維持や精神的ケアへの配慮等を行う。</u></p>	<p>計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>
<p>第6節 建築物等災害予防計画 (略)</p> <p>第7節 気象等防災観測体制の整備 (略)</p> <p>第8節 公共土木施設等災害予防計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 道路施設等災害予防計画 (略)</p> <p>(1) 高速道路 ア <u>東日本高速道路(株)</u>は、施設の日常点検、臨時点検</p>	<p>第6節 建築物等災害予防計画 (略)</p> <p>第7節 気象等防災観測体制の整備 (略)</p> <p>第8節 公共土木施設等災害予防計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 道路施設等災害予防計画 (略)</p> <p>(1) 高速道路 ア <u>道路管理者等東日本高速道路(株)</u>は、施設の日常点</p>	<p>語句修正</p>

改正前	改正後	修正理由																														
<p>を実施し、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。</p> <p>道路防災総点検等により安全点検を行い、災害に対する安全性を確保する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>東日本高速道路(株)</u>が管理する道路の柏崎市内の延長は、30.2kmである。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) 一般国道及び県・市道 幹線市道、特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線を最優先として、国・県に準じた必要な対策を実施する。</p> <p>市内の道路現況 (令和<u>3 (2021)</u>年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="232 671 965 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>本数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>6</td> <td><u>118.05</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>37</td> <td><u>222.08</u></td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td><u>3,635</u></td> <td><u>1,165.65</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>3,678</u></td> <td>1,505.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア (略)</p> <p>イ 道路復旧用資機材の把握 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路復旧用資機材を柏崎建設業協同組合等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、<u>(追加)道路啓開等の計画を立案する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>		本数	延長 (km)	国道	6	<u>118.05</u>	県道	37	<u>222.08</u>	市道	<u>3,635</u>	<u>1,165.65</u>	計	<u>3,678</u>	1,505.78	<p>検、臨時点検を実施し、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。</p> <p>道路防災総点検等により安全点検を行い、災害に対する安全性を確保する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>道路管理者等東日本高速道路(株)</u>が管理する道路の柏崎市内の延長は、30.2kmである。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) 一般国道及び県・市道 幹線市道、特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線を最優先として、国・県に準じた必要な対策を実施する。</p> <p>市内の道路現況 (令和<u>6 (2024) 3 (2021)</u>年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1137 703 1870 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>本数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>6</td> <td><u>121.40</u>11.80.05</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>37</td> <td><u>220.14</u>2.08</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td><u>3,648</u>3,635</td> <td><u>1156.86</u>1,165.65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>3,691</u>3,678</td> <td>1,505.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア (略)</p> <p>イ 道路復旧用資機材の把握 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路復旧用資機材を柏崎建設業協同組合等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、<u>あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。立案する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>		本数	延長 (km)	国道	6	<u>121.40</u> 11.8 0.05	県道	37	<u>220.14</u> 2.08	市道	<u>3,648</u> 3,635	<u>1156.86</u> 1,165.65	計	<u>3,691</u> 3,678	1,505.78	<p>語句修正</p> <p>時点修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>
	本数	延長 (km)																														
国道	6	<u>118.05</u>																														
県道	37	<u>222.08</u>																														
市道	<u>3,635</u>	<u>1,165.65</u>																														
計	<u>3,678</u>	1,505.78																														
	本数	延長 (km)																														
国道	6	<u>121.40</u> 11.8 0.05																														
県道	37	<u>220.14</u> 2.08																														
市道	<u>3,648</u> 3,635	<u>1156.86</u> 1,165.65																														
計	<u>3,691</u> 3,678	1,505.78																														

改正前	改正後	修正理由																														
<p>5 河川管理施設等災害予防計画 河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ダム施設における放水の調整等 ア 市においては、上水道事業として川内貯水池（有効貯水量26万5千m³）、谷根ダム（有効貯水量130万m³）及び赤岩ダム（有効貯水量355万m³）を有している。 上水道専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は操作規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。 イ 鯖石川上流には、洪水調整及び不特定灌漑用水ダム鯖石川ダム（総貯水量600万m³）を有している。ダムにおける放水は、時として水害を助長することが考えられる。降雨が長期的に続く場合は、ダムの管理者と連絡を密に行い計画的な放水を行うものとする。 市内の河川数及び指定延長（令和 <u>4（2022）</u> 年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="118 927 983 1061"> <thead> <tr> <th></th> <th>一級河川</th> <th>二級河川</th> <th>準用河川</th> <th>普通河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川敷（本）</td> <td>2</td> <td>55</td> <td>5</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>延長（km）</td> <td>8.65</td> <td><u>223.14</u></td> <td>8.06</td> <td>551.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p> <p>7 砂防設備等災害予防計画 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地すべり防止施設 ア (略) イ 緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等に</p>		一級河川	二級河川	準用河川	普通河川	河川敷（本）	2	55	5	459	延長（km）	8.65	<u>223.14</u>	8.06	551.03	<p>5 河川管理施設等災害予防計画 河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ダム施設における放水の調整等 ア 市においては、上水道事業として川内貯水池（有効貯水量26万5千m³）、谷根ダム（有効貯水量130万m³）及び赤岩ダム（有効貯水量355万m³）を有している。 上水道専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は操作規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。 イ 鯖石川上流には、洪水調整及び不特定灌漑用水ダム鯖石川ダム（総貯水量600万m³）を有している。ダムにおける放水は、時として水害を助長することが考えられる。降雨が長期的に続く場合は、ダムの管理者と連絡を密に行い計画的な放水を行うものとする。 市内の河川数及び指定延長（令和 <u>6-4（2024-2-0-2）</u> 年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1016 927 1890 1096"> <thead> <tr> <th></th> <th>一級河川</th> <th>二級河川</th> <th>準用河川</th> <th>普通河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川敷（本）</td> <td>2</td> <td>55</td> <td>5</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>延長（km）</td> <td>8.65</td> <td>223.11<u>223.14</u></td> <td>8.06</td> <td>551.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p> <p>7 砂防設備等災害予防計画 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地すべり防止施設 ア (略) イ 緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。</p>		一級河川	二級河川	準用河川	普通河川	河川敷（本）	2	55	5	459	延長（km）	8.65	223.11 <u>223.14</u>	8.06	551.03	<p>時点修正</p>
	一級河川	二級河川	準用河川	普通河川																												
河川敷（本）	2	55	5	459																												
延長（km）	8.65	<u>223.14</u>	8.06	551.03																												
	一級河川	二級河川	準用河川	普通河川																												
河川敷（本）	2	55	5	459																												
延長（km）	8.65	223.11 <u>223.14</u>	8.06	551.03																												

改正前	改正後	修正理由																																								
<p>より防止工事を進める。 地すべり防止施設の整備状況（令和 <u>4（2022）</u> 年 4 月 1 日）</p> <table border="1" data-bbox="116 323 987 544"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>法指定箇所数</th> <th>危険箇所数</th> <th>工事の状況（概成）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>20</td> <td>52</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>27</td> <td>69</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63</td> <td>145</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）急傾斜地崩壊防止施設 ア（略） イ 市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設整備を促進する。 急傾斜地崩壊防止施設の整備状況（令和 <u>4（2022）</u> 年 4 月 1 日） 表（略） 8（略）</p> <p>第9節 農地農業用施設等の災害予防計画 （略） 1 農地・農業用施設等の災害予防 （1）（略） （2）農業用ダム施設の災害予防 ア（略） イ 放水の調整等 市においては、農業用基幹水利施設として栃ヶ原ダム（有効貯水量 2,300 千 m³）及び後谷ダム（有効貯水量 110 万 m³）<u>（追加）</u>を有している。 農業専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は管理規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。 （3）～（4）（略）</p> <p>第10節 防災通信施設災害予防計画</p>	種別	法指定箇所数	危険箇所数	工事の状況（概成）	国土交通省	20	52	19	農村振興局	27	69	19	林野庁	17	24	0	計	63	145	37	<p>地すべり防止施設の整備状況（令和 <u>6（2024）4-（2022）</u> 年 4 月 1 日）</p> <table border="1" data-bbox="1021 292 1845 536"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>法指定箇所数</th> <th>危険箇所数</th> <th>工事の状況（概成）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>2021</td> <td>52</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>27</td> <td>69</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63</td> <td>145</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）急傾斜地崩壊防止施設 ア（略） イ 市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設整備を促進する。 急傾斜地崩壊防止施設の整備状況（令和 <u>6（2024）4-（2022）</u> 年 4 月 1 日） 表（略） 8（略）</p> <p>第9節 農地農業用施設等の災害予防計画 （略） 1 農地・農業用施設等の災害予防 （1）（略） （2）農業用ダム施設の災害予防 ア（略） イ 放水の調整等 市においては、農業用基幹水利施設として栃ヶ原ダム（有効貯水量 2,300 千 m³）及び後谷ダム（有効貯水量 110 万 m³）、<u>市野新田ダム（有効貯水量 160 万 m³）</u>を有している。 農業専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は管理規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。 （3）～（4）（略）</p> <p>第10節 防災通信施設災害予防計画</p>	種別	法指定箇所数	危険箇所数	工事の状況（概成）	国土交通省	2021	52	19	農村振興局	27	69	19	林野庁	17	24	0	計	63	145	37	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>市の実態にあわせた修正</p>
種別	法指定箇所数	危険箇所数	工事の状況（概成）																																							
国土交通省	20	52	19																																							
農村振興局	27	69	19																																							
林野庁	17	24	0																																							
計	63	145	37																																							
種別	法指定箇所数	危険箇所数	工事の状況（概成）																																							
国土交通省	2021	52	19																																							
農村振興局	27	69	19																																							
林野庁	17	24	0																																							
計	63	145	37																																							

改正前	改正後	修正理由																																														
<p>災害時において、迅速かつ的確に、気象予警報、被害状況を収集するとともに、応急対策の実施状況や市民のとるべき行動を伝達することは、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割である。</p> <p>そのため防災関係機関は、災害発生時における通信手段確保のため情報通信施設の災害に対する安全性確保及び停電対策、情報通信施設 <u>被災</u> の危険分散 <u>(追加)</u> 等の防災対策推進に努める。</p> <p>また、自主防災組織を含む防災関係機関は、相互の情報伝達を常に行うことができるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の伝達体制等の整備</p> <p>(1) 市防災行政無線等の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>災害時に被害の軽減を図るためには、正確な情報の早期収集、市民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行ってきたところである。</p> <table border="1" data-bbox="116 938 985 1177"> <thead> <tr> <th colspan="2">防災行政無線受信機</th> <th colspan="4">IP無線機</th> </tr> <tr> <th>屋外拡声子局</th> <th>緊急告知ラジオ</th> <th>配置場所</th> <th>可搬型</th> <th>車載型</th> <th>携帯型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>273か所</td> <td rowspan="2">約37,000台</td> <td>コミュニティセンター等</td> <td></td> <td></td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>(うち津波警報装置29か所)</td> <td>市役所関係</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 <u>4 (2022)</u> 年4月1日現在</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防機関における通信施設</p> <p>ア 現状</p> <p>災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・救急デジタル無線整備が平成28(2016)年</p>	防災行政無線受信機		IP無線機				屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型	273か所	約37,000台	コミュニティセンター等			36	(うち津波警報装置29か所)	市役所関係	1	1	125	<p>災害時において、迅速かつ的確に、気象予警報、被害状況を収集するとともに、応急対策の実施状況や市民のとるべき行動を伝達することは、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割である。</p> <p>そのため防災関係機関は、災害発生時における通信手段確保のため情報通信施設の災害に対する安全性確保及び停電対策、情報通信施設 <u>被災</u> の危険分散、<u>通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> 等の防災対策推進に努める。</p> <p>また、自主防災組織を含む防災関係機関は、相互の情報伝達を常に行うことができるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の伝達体制等の整備</p> <p>(1) 市防災行政無線等の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>災害時に被害の軽減を図るためには、正確な情報の早期収集、市民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行ってきたところである。</p> <table border="1" data-bbox="1016 938 1886 1177"> <thead> <tr> <th colspan="2">防災行政無線受信機</th> <th colspan="4">IP無線機</th> </tr> <tr> <th>屋外拡声子局</th> <th>緊急告知ラジオ</th> <th>配置場所</th> <th>可搬型</th> <th>車載型</th> <th>携帯型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>273か所</td> <td rowspan="2">約37,000台 約38,000台</td> <td>コミュニティセンター等</td> <td></td> <td></td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>(うち津波警報装置29か所)</td> <td>市役所関係</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 <u>7 (2025)</u> 4 (2022) 年4月1日現在</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防機関における通信施設</p> <p>ア 現状</p> <p>災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・救急デジタル無線整備が平成28(2016)年</p>	防災行政無線受信機		IP無線機				屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型	273か所	約37,000台 約38,000台	コミュニティセンター等			36	(うち津波警報装置29か所)	市役所関係	1	1	125	<p>文言の修正</p> <p>時点修正</p>
防災行政無線受信機		IP無線機																																														
屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型																																											
273か所	約37,000台	コミュニティセンター等			36																																											
(うち津波警報装置29か所)		市役所関係	1	1	125																																											
防災行政無線受信機		IP無線機																																														
屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型																																											
273か所	約37,000台 約38,000台	コミュニティセンター等			36																																											
(うち津波警報装置29か所)		市役所関係	1	1	125																																											

改正前		改正後		修正理由																																												
<p>3月で完了した。その設置状況は、次表のとおりである。</p> <p>消防・救急デジタル無線 (令和 <u>5</u> (202<u>3</u>) 年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基地局</th> <th colspan="4">陸上移動局</th> </tr> <tr> <th>車載 (5w)</th> <th>卓上 (5w)</th> <th>可搬 (5w)</th> <th>携帯 (1w)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部・消防署</td> <td>5</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td></td> <td><u>86</u></td> <td></td> <td></td> <td>45 (副分団長以上)</td> </tr> </tbody> </table>			基地局	陸上移動局				車載 (5w)	卓上 (5w)	可搬 (5w)	携帯 (1w)	消防本部・消防署	5	27	1	6	61	消防団		<u>86</u>			45 (副分団長以上)	<p>3月で完了した。その設置状況は、次表のとおりである。</p> <p>消防・救急デジタル無線 (令和 <u>7</u> (202<u>5</u>) 年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基地局</th> <th colspan="4">陸上移動局</th> </tr> <tr> <th>車載 (5w)</th> <th>卓上 (5w)</th> <th>可搬 (5w)</th> <th>携帯 (1w)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部・消防署</td> <td>5</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td></td> <td><u>85</u></td> <td></td> <td></td> <td>45 (副分団長以上)</td> </tr> </tbody> </table>			基地局	陸上移動局				車載 (5w)	卓上 (5w)	可搬 (5w)	携帯 (1w)	消防本部・消防署	5	27	1	6	61	消防団		<u>85</u>			45 (副分団長以上)	時点修正
	基地局			陸上移動局																																												
		車載 (5w)	卓上 (5w)	可搬 (5w)	携帯 (1w)																																											
消防本部・消防署	5	27	1	6	61																																											
消防団		<u>86</u>			45 (副分団長以上)																																											
	基地局	陸上移動局																																														
		車載 (5w)	卓上 (5w)	可搬 (5w)	携帯 (1w)																																											
消防本部・消防署	5	27	1	6	61																																											
消防団		<u>85</u>			45 (副分団長以上)																																											
<p>(4) 柏崎コミュニティ放送施設の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>(株)柏崎コミュニティ放送(以下「FMピッカラ」という。)が平成7(1995)年6月20日に開局し、ラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。</p> <p>また、大きな災害等の発生が予知されるとき、又は発生したときに、市又は災害対策本部からの緊急を要する災害予報、災害情報等を迅速、正確に放送できるように市役所3階に緊急放送割込装置を設置している。</p> <p>令和3(2021)年には耐災害性に優れた市役所新庁舎1階に演奏所を移転し、市と連携して防災情報通信システムの運用を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 防災相互通信用無線機の整備 (略)</p> <p>県防災相互通信用無線 (令和 <u>5</u> (202<u>3</u>) 年4月1日現在)</p>		<p>(4) 柏崎コミュニティ放送施設の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>(株)柏崎コミュニティ放送(以下「FMピッカラ」という。)が平成7(1995)年6月20日に開局し、ラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。</p> <p>また、大きな災害等の発生が予知されるとき、又は発生したときに、市又は災害対策本部からの緊急を要する災害予報、災害情報等を迅速、正確に放送できるように市役所3階に緊急放送割込装置を設置している。</p> <p>令和3(2021)年には耐災害性に優れた市役所本新庁舎1階に演奏所を移転し、市と連携して防災情報通信システムの運用を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 防災相互通信用無線機の整備 (略)</p> <p>県防災相互通信用無線 (令和 <u>7</u> (202<u>5</u>) 年4月1日現在)</p>		時点修正																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		陸上移動局				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		陸上移動局				防災基本計画にあわせた修正																																				
陸上移動局																																																
陸上移動局																																																

改正前					改正後					修正理由
	車載 (10W)	卓上 (5W)	可搬 (10W)	携帯 (5W)		車載 (10W)	卓上 (5W)	可搬 (10W)	携帯 (5W)	
市役所	1		6	1	市役所	1		6	1	
西山町事務所	2		1	1	西山町事務所	2		1	1	
消防本部・消防署	<u>113</u>	1	6	1	消防本部・消防署	<u>27</u>	1	6	1	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>				<u>消防団</u>	<u>86</u>				
<p>(9) 新潟県総合防災情報システムの整備 災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し、運用する。 <u>(追加)</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>第11節 電気通信施設災害予防計画 (略) 1 設備面の災害予防 電気通信設備の公共性を考慮し災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計 <u>(追加)</u> 並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る <u>(追加)</u>。 また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したりマヒしたりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>(1)～(2) (略) 2～5 (略)</p>					<p>(9) 新潟県総合防災情報システムの整備 災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し、運用する。 <u>併せて、国等との情報共有を図るため、令和6(2024)年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に情報を集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>第11節 電気通信施設災害予防計画 (略) 1 設備面の災害予防 電気通信設備の公共性を考慮し災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計 <u>(ケーブルの地中化を含む)</u> 並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る <u>ものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したりマヒしたりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>(1)～(2) (略) 2～5 (略)</p>					

県の地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由																																										
<p>第15節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 安全自動消火装置付火気器具の使用 <u>(追加)</u> に努める。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ 地域の役割</p> <p><u>地域の</u>自主防災組織等 <u>(追加)</u> は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>ア 防火思想の普及促進</p> <p>県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置 <u>(追加)</u> を促進する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(1) 消防体制の強化</p> <p>ア 常備消防組織等の現状</p> <p>消防本部の <u>令和4(2022)年4月1日現在</u> での状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="152 1264 994 1465"> <thead> <tr> <th></th> <th>本部 (署)</th> <th>西分署</th> <th>高柳分 遣所</th> <th>西山分 遣所</th> <th>出雲崎 分遣所</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td><u>93</u></td> <td><u>23</u></td> <td>12</td> <td>16</td> <td>12</td> <td><u>156</u></td> </tr> <tr> <td>消防ポ</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計	職員数	<u>93</u>	<u>23</u>	12	16	12	<u>156</u>	消防ポ	3	2	1	1	1	8	<p>第15節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 安全自動消火装置付火気器具の使用 <u>や感震ブレーカーの設置等</u> に努める。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ 地域の役割</p> <p>地域の自主防災組織等 <u>がある</u> 地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>ア 防火思想の普及促進</p> <p>県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置 <u>及び維持管理の普及</u> を促進する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(1) 消防体制の強化</p> <p>ア 常備消防組織等の現状</p> <p>消防本部の <u>令和7-4(2025-2)年4月1日現在</u> での状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1057 1264 1899 1465"> <thead> <tr> <th></th> <th>本部 (署)</th> <th>西分署</th> <th>高柳分 遣所</th> <th>西山分 遣所</th> <th>出雲崎 分遣所</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td><u>95</u></td> <td><u>22</u></td> <td>12</td> <td>16</td> <td>12</td> <td><u>157</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>93</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>		本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計	職員数	<u>95</u>	<u>22</u>	12	16	12	<u>157</u>		93	23				56	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>時点修正</p>
	本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計																																						
職員数	<u>93</u>	<u>23</u>	12	16	12	<u>156</u>																																						
消防ポ	3	2	1	1	1	8																																						
	本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計																																						
職員数	<u>95</u>	<u>22</u>	12	16	12	<u>157</u>																																						
	93	23				56																																						

改正前							改正後							修正理由
ポンプ自動車							消防ポンプ自動車	3	2	1	1	1	8	
はしご自動車	1	1	—	—	—	2	はしご自動車	1	1	—	—	—	2	
化学消防車	1	—	—	1	—	2	化学消防車	1	—	—	1	—	2	
救急自動車	2	1	1	1	1	6	救急自動車	2	1	1	1	1	6	
救助工作車	1	—	—	—	—	1	救助工作車	1	—	—	—	—	1	
指揮車	1	—	—	—	—	1	指揮車	1	—	—	—	—	1	
小型動力ポンプ付水槽車	1	—	—	—	—	1	小型動力ポンプ付水槽車	1	—	—	—	—	1	
資機材搬送車	2	—	—	—	—	2	資機材搬送車	2	—	—	—	—	2	
人員搬送車	1	—	—	—	—	1	人員搬送車	1	—	—	—	—	1	
広報車	1	—	—	—	—	1	広報車	1	—	—	—	—	1	
火災原因調査車	1	—	—	—	—	1	火災原因調査車	1	—	—	—	—	1	
指揮支援車	1	—	—	—	—	1	指揮支援車	1	—	—	—	—	1	
その他の車両	3	—	—	—	—	3	その他の車両	3	—	—	—	—	3	

改正前	改正後	修正理由																																				
<p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防水利の確保</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防火水槽の整備状況</p> <p>市内防火水槽の令和5(2023)年4月1日現在の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="264 448 987 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">防火水槽の規模</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 m³以上</td> <td></td> <td>13基</td> </tr> <tr> <td>60 m³以上</td> <td>100 m³未満</td> <td>8基</td> </tr> <tr> <td>40 m³以上</td> <td>60 m³未満</td> <td><u>130</u>基</td> </tr> <tr> <td>20 m³以上</td> <td>40 m³未満</td> <td>221基</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td><u>372</u>基</td> </tr> </tbody> </table>	防火水槽の規模		設置数	100 m ³ 以上		13基	60 m ³ 以上	100 m ³ 未満	8基	40 m ³ 以上	60 m ³ 未満	<u>130</u> 基	20 m ³ 以上	40 m ³ 未満	221基	合	計	<u>372</u> 基	<p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防水利の確保</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防火水槽の整備状況</p> <p>市内防火水槽の令和7(2025)年4月1日現在の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1169 448 1892 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">防火水槽の規模</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 m³以上</td> <td></td> <td>13基</td> </tr> <tr> <td>60 m³以上</td> <td>100 m³未満</td> <td>8基</td> </tr> <tr> <td>40 m³以上</td> <td>60 m³未満</td> <td>13<u>2</u>基</td> </tr> <tr> <td>20 m³以上</td> <td>40 m³未満</td> <td>221基</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>37<u>4</u>基</td> </tr> </tbody> </table>	防火水槽の規模		設置数	100 m ³ 以上		13基	60 m ³ 以上	100 m ³ 未満	8基	40 m ³ 以上	60 m ³ 未満	13 <u>2</u> 基	20 m ³ 以上	40 m ³ 未満	221基	合	計	37 <u>4</u> 基	時点修正
防火水槽の規模		設置数																																				
100 m ³ 以上		13基																																				
60 m ³ 以上	100 m ³ 未満	8基																																				
40 m ³ 以上	60 m ³ 未満	<u>130</u> 基																																				
20 m ³ 以上	40 m ³ 未満	221基																																				
合	計	<u>372</u> 基																																				
防火水槽の規模		設置数																																				
100 m ³ 以上		13基																																				
60 m ³ 以上	100 m ³ 未満	8基																																				
40 m ³ 以上	60 m ³ 未満	13 <u>2</u> 基																																				
20 m ³ 以上	40 m ³ 未満	221基																																				
合	計	37 <u>4</u> 基																																				
<p>(4) 消防団の体制強化</p> <p>ア 消防団の現状</p> <p>消防団の令和4(2022)年4月1日現在の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="150 938 996 1082"> <tbody> <tr> <td>消防団数・分団数</td> <td>1団6方面隊19分団</td> </tr> <tr> <td>団員数</td> <td><u>1,284</u>人</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><u>85</u>台</td> </tr> <tr> <td>指揮広報車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	消防団数・分団数	1団6方面隊19分団	団員数	<u>1,284</u> 人	小型動力ポンプ積載車	<u>85</u> 台	指揮広報車	1台	<p>(4) 消防団の体制強化</p> <p>ア 消防団の現状</p> <p>消防団の令和7(2025)年4月1日現在の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1137 930 1630 1098"> <tbody> <tr> <td>消防団数・分団数</td> <td>1団6方面隊19分団</td> </tr> <tr> <td>団員数</td> <td><u>1,284</u>人</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><u>85</u>台</td> </tr> <tr> <td>指揮広報車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	消防団数・分団数	1団6方面隊19分団	団員数	<u>1,284</u> 人	小型動力ポンプ積載車	<u>85</u> 台	指揮広報車	1台	時点修正																				
消防団数・分団数	1団6方面隊19分団																																					
団員数	<u>1,284</u> 人																																					
小型動力ポンプ積載車	<u>85</u> 台																																					
指揮広報車	1台																																					
消防団数・分団数	1団6方面隊19分団																																					
団員数	<u>1,284</u> 人																																					
小型動力ポンプ積載車	<u>85</u> 台																																					
指揮広報車	1台																																					
<p>イ (略)</p> <p>5 <u>新潟県消防防災ヘリコプター (追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘリポートの整備</p> <p>災害時には、ヘリコプター <u>(追加)</u> による迅速かつ適切な活動が求められることから、市はヘリポート適地として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定するものとする。</p> <p>(注) ヘリポート指定地(資料編5-7「ヘリポート適地」参照)</p> <p>6 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>5 <u>新潟県消防防災ヘリコプター、UAV等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘリポートの整備</p> <p>災害時には、ヘリコプター、<u>UAV等</u> による迅速かつ適切な活動が求められることから、市はヘリポート適地として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定するものとする。</p> <p>(注) ヘリポート指定地(資料編5-7「ヘリポート適地」参照)</p> <p>6 (略)</p>	文言の追加																																				

改正前	改正後	修正理由
<p>7 要配慮者に対する配慮 (1) 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。 (2) 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置の普及を図る。</p> <p>8 (略)</p> <p>第16節 鉄道施設災害予防計画 (略)</p> <p>第17節 救急・救助活動体制整備計画 (略)</p> <p>1 救急・救助活動 災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が、有機的に連携した体制整備を図るものとする。</p> <p>(1) 消防団の対策 ア 初動体制 消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、自主防災組織及び地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから自主防災組織及び地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>イ (略) (2) 消防本部の対策 ア 救急・救助体制の整備</p>	<p>7 要配慮者に対する配慮 (1) 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。 (2) 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置の普及を図る。</p> <p>8 (略)</p> <p>第16節 鉄道施設災害予防計画 (略)</p> <p>第17節 救急・救助活動体制整備計画 (略)</p> <p>1 救急・救助活動 災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が、有機的に連携した体制整備を図るものとする。</p> <p>(1) 消防団の対策 ア 初動体制消防団員の確保及び充実 消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、自主防災組織及び地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから自主防災組織及び地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。 市は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。 また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</p> <p>イ (略) (2) 消防本部の対策 ア 救急・救助体制の整備</p>	<p>実態にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由																																																
<p>(ア) 救急隊員、救助隊員の現状 救急隊員、救助隊員の令和<u>5</u>（202<u>3</u>）年4月1日の現状は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="132 344 987 497"> <thead> <tr> <th colspan="4">救急隊設置状況</th> <th colspan="2">救助隊設置状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専任</th> <th colspan="2">兼任</th> <th colspan="2">専任</th> </tr> <tr> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>14</td> <td>4</td> <td><u>100</u></td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 救急・救助体制の整備 消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成に努める。更に、高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備を図るものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>イ～エ（略） オ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、<u>(追加)</u> 医療機関との情報<u>収集</u>、伝達体制の確立を図るものとする。</p> <p>カ～ク（略） ケ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。 <u>(追加)</u></p> <p>(3)～(4)（略） 2 ヘリコプター<u>(追加)</u>による救急・救助活動（略） 3 （略） 4 県の役割</p>	救急隊設置状況				救助隊設置状況		専任		兼任		専任		隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数	1	14	4	<u>100</u>	1	12	<p>(ア) 救急隊員、救助隊員の現状 救急隊員、救助隊員の令和<u>7</u>（202<u>5</u>）年4月1日の現状は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1037 344 1892 497"> <thead> <tr> <th colspan="4">救急隊設置状況</th> <th colspan="2">救助隊設置状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専任</th> <th colspan="2">兼任</th> <th colspan="2">専任</th> </tr> <tr> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> <th>隊数</th> <th>隊員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>14</td> <td>4</td> <td><u>94</u></td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 救急・救助体制の整備 消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成に努める。更に、高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備を図るものとする。 <u>なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u></p> <p>イ～エ（略） オ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、<u>広域災害救急医療情報システムを活用する等</u>、医療機関との情報<u>共有収集</u>、伝達体制の確立を図るものとする。</p> <p>カ～ク（略） ケ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。 <u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。</u></p> <p>(3)～(4)（略） 2 ヘリコプター、<u>UAV等</u>による救急・救助活動（略） 3 （略） 4 県の役割</p>	救急隊設置状況				救助隊設置状況		専任		兼任		専任		隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数	1	14	4	<u>94</u>	1	12	<p>時点修正</p> <p>防災基本計画にあわせ た修正</p> <p>防災基本計画にあわせ た修正</p> <p>防災基本計画にあわせ た修正</p>
救急隊設置状況				救助隊設置状況																																														
専任		兼任		専任																																														
隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数																																													
1	14	4	<u>100</u>	1	12																																													
救急隊設置状況				救助隊設置状況																																														
専任		兼任		専任																																														
隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数																																													
1	14	4	<u>94</u>	1	12																																													

改正前	改正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急医療連絡体制の確立 <u>広域災害救急医療情報システム新潟県救急医療情報システム等</u>の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。 また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空消防防災体制の充実 県は、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> による救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。 また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急医療連絡体制の確立 <u>広域災害救急医療情報システム新潟県救急医療情報システム等</u>の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。 また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空消防防災体制の充実 県は、消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u>による救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。 また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p>
<p>第18節 医療救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア <u>災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム(DMAT)及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会 <u>(追加)</u> など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPA</p>	<p>第18節 医療救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア <u>県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナース、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム(DMAT)及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など、<u>新潟県助産師会、新潟県栄養士会、新潟県災害</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>T、<u>(追加)</u> 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する<u>(追加)</u>。</p> <p>オ～ケ（略） <u>(追加)</u></p> <p>(2) 市民・企業等の役割</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 医療機関等の役割</p> <p><u>医療機関及び医療関係団体は、県職員の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。また、そのマニュアルに基づく実践的な訓練等を実施するものとする。</u></p> <p>なお、災害拠点となる病院においては、災害時における通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に関する施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(3)（略） 2～4（略）</p>	<p><u>リハビリテーション連絡協議会</u>医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、<u>災害支援ナース</u>、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築するとともに、<u>JMAT、JDAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、JDA-DAT、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</u></p> <p>オ～ケ（略）</p> <p><u>コ 県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で30班編成する。県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で6班編成する。</u></p> <p>(2) 市民・企業等の役割</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 医療機関等の役割</p> <p><u>医療機関及び医療関係団体は、県職員の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。また、そのマニュアルに基づく実践的な訓練等を実施するものとする。</u></p> <p><u>新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、JDAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、JDA-DAT、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</u></p> <p>なお、災害拠点となる病院においては、災害時における通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に関する施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(3)（略） 2～4（略）</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>第19節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>新型コロナウイルス</u>感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p>ケ <u>災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努め、必要に応じて指定緊急避難場所や津波避難ビルとして新たに指定する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。<u>(参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」では、避難所については3.3㎡当たり2人を目安とする。)</u><u>ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり3～4㎡の避難スペースを確保するよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 避難所には、貯水槽、井戸、<u>(追加)</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話<u>(追加)</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第19節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>感染症等(指定感染症及び新感染症)新型コロナウイルス</u>対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>災害発生前平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p>ケ <u>災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努め、必要に応じて指定緊急避難場所や津波避難ビルとして新たに指定する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。<u>(参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」では、避難所については3.3㎡当たり2人を目安とする。)</u><u>ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり3.53～4㎡の避難スペースを確保するよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 避難所には、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p><u>サ 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u></p>	<p></p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 避難場所、避難所及び避難経路の整備 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人へのコミュニケーション支援として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、通訳等を派遣できるような体制の整備</p> <p>第20節 文教施設等災害予防計画</p>	<p><u>シ 避難所の良好な生活環境の断続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>ス 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p><u>セ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>ソ やむを得ず車中泊による避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>タ 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 避難場所、避難所及び避難経路の整備 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 聴覚障害者、視覚障害者、外国人へのコミュニケーション支援として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、通訳等を派遣できるような体制の整備</p> <p>第20節 文教施設等災害予防計画</p>	<p>せた修正</p> <p>文言の修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>第21節 文化財災害予防計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>(追加)</u> は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の<u>修理</u>、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う</p> <p>イ 美術工芸品、<u>有形文化財</u></p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、市及び県の指導・支援を受けながら、<u>収蔵庫等</u>保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>(追加)</u>所有者 <u>(追加)</u> 又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>及び管理責任者</u></p> <p>文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。</p>	<p>(略)</p> <p>第21節 文化財災害予防計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>及び管理責任者 (以下、「文化財所有者等」という)</u> は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の<u>管修理</u>、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品、<u>有形文化財</u></p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、市及び県の指導・支援を受けながら、<u>収蔵庫等</u>保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>文化財</u>所有者 <u>等</u> 又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>等及び管理責任者</u></p> <p>文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。</p>	<p>文言の修正</p> <p>以下、文言の修正および追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県（観光文化スポーツ部）に報告する。また、その修理・修復に関する役割や災害時の対応等を、関係機関及び<u>（追加）所有者（追加）</u>と事前に調整し、確認しておく。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>（追加）所有者（追加）・管理者</u>に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>（追加）所有者（追加）・管理者</u>に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p> <p>第2.2節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>（略）</p> <p>1 要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 地区コミュニティの形成等</p> <p>ア 行政による支援 迅速な避難行動ができない要配慮者を風水害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地区コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、柏崎市社会福祉協議会、<u>（追加）老人クラブ</u>及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への支援に努めるものとする。</p> <p>イ 要配慮者の情報把握 市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県（観光文化スポーツ部）に報告する。また、その修理・修復に関する役割や災害時の対応等を、関係機関及び<u>文化財所有者等</u>と事前に調整し、確認しておく。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財所有者等・管理者</u>に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財所有者等・管理者</u>に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p> <p>第2.2節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>（略）</p> <p>1 要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 地区コミュニティの形成等</p> <p>ア 行政による支援 迅速な避難行動ができない要配慮者を風水害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地区コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、柏崎市社会福祉協議会、<u>NPO</u>、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への支援に努めるものとする。</p> <p>イ 要配慮者の情報把握 市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>め特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮して行う。</p> <p>市は、消防・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。</p> <p><u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者支援体制の整備、促進 (略)</p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難情報の情報伝達に活用すること。市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システム、防災情報メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所、避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。</p> <p>外国人 <u>(追加)</u> は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に、外国人 <u>(追加)</u> に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。</p> <p>市及び柏崎地域国際化協会は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。</p> <p>市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>イ 要配慮者避難支援計画の整備・促進 要配慮者の支援対策として、要配慮者支援に関する</p>	<p>め特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮して行う。</p> <p>市は、消防・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。</p> <p><u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者支援体制の整備、促進 (略)</p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難情報の情報伝達に活用すること。市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システム、防災情報メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所、避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。</p> <p>外国人 <u>や訪日外国人旅行者</u> は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に、外国人 <u>や訪日外国人旅行者</u> に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。</p> <p>市及び柏崎地域国際化協会は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。</p> <p>市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>イ 要配慮者避難支援計画の整備・促進 要配慮者の支援対策として、要配慮者支援に関する</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>る「要配慮者避難支援全体計画」（以下「全体計画」という。）と、<u>（追加）</u>要配慮者一人ひとりに対する避難支援実施者、避難先、避難方法等を記載した個別避難計画で構成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（ア）～（ウ）（略） （エ）安否確認及び避難誘導體制の整備 a～ b（略） <u>（追加）</u></p> <p>（４）避難所の設置・運営に関する体制の整備 市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、<u>（追加）</u>要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p>ア（略） イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。 <u>（追加）</u></p> <p>ウ～オ（略） （５）保健・福祉対策 （略） ア～イ（略） <u>（追加）</u></p>	<p>「要配慮者避難支援全体計画」（以下「全体計画」という。）と、<u>避難行動</u>要配慮者一人ひとりに対する避難支援実施者、避難先、避難方法等を記載した個別避難計画で構成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。</p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>（ア）～（ウ）（略） （エ）安否確認及び避難誘導體制の整備 a～ b（略） c <u>在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。</u></p> <p>（４）避難所の設置・運営に関する体制の整備 市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、<u>要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、</u>要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p>ア（略） イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。 <u>また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。</u></p> <p>ウ～オ（略） （５）保健・福祉対策 （略） ア～イ（略） <u>ウ 情報提供</u> <u>災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が、要配慮者の障害の種類及び程度に応じて的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う</u></p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、<u>物資調達・輸送調整等支援</u>システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>食料及び物資等</u>備蓄する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 県民への普及啓発</p> <p>(ア) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>(追加)</u>災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。</p> <p>(イ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>う、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、<u>新物資物資調達・輸送調整等支援</u>システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>県及び市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等</u>応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 県民への普及啓発</p> <p>(ア) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>避難所の備蓄に全てを頼ることのないよう</u>、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。</p> <p>(イ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p><u>キ 市町村の体制整備の支援</u></p> <p><u>交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する市町村を支援する。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(5) 市の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>(ア) 市・県の備蓄分担割合に基づき <u>食料及び物資等</u> を備蓄する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 市民への普及啓発</p> <p>(ア) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>(追加)</u> 災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について普及啓発する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第25節 事業所等の事業継続</p> <p>(略)</p> <p>第26節 行政機関等の業務継続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常時優先の整理</p> <p>風水害発生 <u>発生</u> 時において、応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務）と優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）を非常時優先業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、優先的に実施する非常時優先業務の洗い出しを行う。また、非常時優先業務については、実</p>	<p>(5) 市の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>(ア) 市・県の備蓄分担割合に基づき <u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資、資機材、食料及び物資等</u> を備蓄する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 市民への普及啓発</p> <p>(ア) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>避難所の備蓄に全てを頼ることのないよう</u>、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について普及啓発する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p><u>オ 孤立可能性集落における対応</u></p> <p><u>交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第25節 事業所等の事業継続</p> <p>(略)</p> <p>第26節 行政機関等の業務継続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常時優先の整理</p> <p>風水害発生 <u>発生</u> 時において、応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務）と優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）を非常時優先業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、優先的に実施する非常時優先業務の洗い出しを行う。また、非常時優先業務については、実</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>誤記修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。 (2) ~ (6) (略)</p>	<p>施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。 (2) ~ (6) (略)</p>	

第1編 風水害等共通対策 第3章 災害応急対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 災害対策本部の組織・運営対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>3 災害対策本部の組織編成</p> <p>4 災害応急対策の総合調整</p>	<p>第1節 災害対策本部の組織・運営対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>3 災害対策本部の組織編成</p> <p>4 災害応急対策の総合調整</p>	<p>時点修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>5、6 (略)</p> <p>別図1⇐</p> <p style="text-align: center;">柏崎市災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部⇐</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 (市長) ⇐ 副本部長 (副市長) ⇐ 本部員⇐ <ul style="list-style-type: none"> 教育長⇐ 危機管理監⇐ 柏崎市制条例第1条に規定する部の部長⇐ 福祉保健部参事⇐ 上下水道局長⇐ 教育部長⇐ 消防長⇐ 議会事務局長⇐ <p>部及び班⇐</p> <ul style="list-style-type: none"> 【危機管理部】(部長:危機管理監□副部長:防災・原子力課長)⇐ (総合調整班)⇐ 【総合企画部】(部長:総合企画部長□副部長:総務課長)⇐ (総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班)⇐ 【財務部】(部長:財務部長□副部長:財政管理課長)⇐ (本部記録班、車両・輸送班、被害調査班)⇐ 【市民生活部】(部長:市民生活部長□副部長:市民活動支援課長)⇐ (総務班、救助班、環境衛生班、出納班、地域事務所班)⇐ 【福祉保健部】(部長:福祉保健部長□副部長:福祉課長)⇐ (福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班)⇐ 【子ども未来部】(部長:子ども未来部長□副部長:保育課長)⇐ (保健衛生班、保育班、児童福祉班)⇐ 【産業振興部】(部長:産業振興部長□副部長:農林水産課長)⇐ (農林水産班、商業観光班、物資供給班)⇐ 【都市整備部】(部長:都市整備部長□副部長:道路維持課長)⇐ (総務班、建設班、住宅班)⇐ 【上下水道部】(部長:上下水道局長□副部長:施設維持課長)⇐ (総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、下水道復旧班)⇐ 【消防部】(部長:消防長□副部長:消防総務課長)⇐ (総務班、予防班、消防班)⇐ 【文教部】(部長:教育部長□副部長:教育総務課長)⇐ (総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班)⇐ 【議会調整部】(部長:議会事務局長□副部長:議会事務局長代理) (涉外班)⇐ <p>現地対策本部⇐</p> <p>第2節 職員の配備・招集対策</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 配備人員</p> <p>配備人員の基準は、次の表のとおりとする。</p>	<p>5、6 (略)</p> <p>別図1⇐</p> <p style="text-align: center;">柏崎市災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部⇐</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 (市長) ⇐ 副本部長 (副市長) ⇐ 本部員⇐ <ul style="list-style-type: none"> 教育長⇐ 危機管理監⇐ 柏崎市制条例第1条に規定する部の部長⇐ 福祉保健部参事⇐ 上下水道局長⇐ 教育部長⇐ 消防長⇐ 議会事務局長⇐ <p>部及び班⇐</p> <ul style="list-style-type: none"> 【危機管理部】(部長:危機管理監□副部長:防災・原子力課長)⇐ (総合調整班)⇐ 【総合企画部】(部長:総合企画部長□副部長:総務課長)⇐ (総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班)⇐ 【財務部】(部長:財務部長□副部長:財政管理課長)⇐ (本部記録班、車両・輸送班、被害調査班)⇐ 【市民生活部】(部長:市民生活部長□副部長:市民活動支援課長)⇐ (総務班、救助班、環境衛生班、出納班、地域事務所班)⇐ 【福祉保健部】(部長:福祉保健部長□副部長:福祉課長)⇐ (福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班)⇐ 【子ども未来部】(部長:子ども未来部長□副部長:保育課長)⇐ (保健衛生班、保育班、児童福祉班)⇐ 【産業振興部】(部長:産業振興部長□副部長:農林水産課長)⇐ (農林水産班、商業観光班、物資供給班)⇐ 【都市整備部】(部長:都市整備部長□副部長:道路維持課長)⇐ (総務班、建設班、住宅班)⇐ 【上下水道部】(部長:上下水道局長□副部長:施設維持課長)⇐ (総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、下水道復旧班)⇐ 【消防部】(部長:消防長□副部長:消防総務課長)⇐ (総務班、予防班、消防班)⇐ 【文教部】(部長:教育部長□副部長:教育総務課長)⇐ (総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班)⇐ 【議会調整部】(部長:議会事務局長□副部長:議会事務局長代理) (涉外班)⇐ <p>現地対策本部⇐</p> <p>第2節 職員の配備・招集対策</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 配備人員</p> <p>配備人員の基準は、次の表のとおりとする。</p>	<p>組織機構の変更</p>

改正前

磐石川 (磐納)	鶴川 (宮之俣)	別山川 (安徳)	水防警報水位	避難情報	配備指令	警庁基準
18.45	9.30	12.35	水防団待機水位	—	初期配備	防災・原子力課員
18.95	9.80	12.75	忌避注意水位	—	第1次配備 (警戒体制)	危険管理課、防災・原子力課員 総合企画課 財政部 部長、財政課長の係長以上の職員、税務課長及び課長の1/2の職員（検査が広範囲の場合は課員全員） 市民生活部 部長、市民生活課長及び課長の1/2の職員、市民課長及び課長の1/2の職員、会計課長及び課長の1/2の職員 福祉保健部 部長、福祉課長及び課長の1/2の職員、介護高齢課長及び課長の1/2の職員 子ども未来部 部長、課長の係長以上の職員 産業振興部 部長、課長の「課長の庄栄山」特別推進部長、商業振興課長及び課長が指定する職員、ものづくり振興課長及び課長が指定する職員、農林水産課長及び課長が指定する職員 都市整備部 部長、都市計画課長及び課長が指定する職員、入付バス事業課長及び課長が指定する職員、遊歩道課長及び課長が指定する職員 上下水道部 部長、上下水道課長、施設課長の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要綱に定めることによる） 消防部 消防本部、警の非常態勢計画に定める職員 文教部 教育課長、教育課長の係長以上の職員 議会調整部 議会事務局長、議会事務局長が指定する職員
19.80	10.10	12.95	避難判断水位	高齢者等避難	第2次配備 (警戒体制)	危険管理課、防災・原子力課員、監察委員会事務局は係長以上の職員、選挙管理委員会事務局は係長以上の職員 総合企画課 部長、元気休係長及び課長が指定する職員、その他の課等は係長以上の職員 財政部 部長、税務課長及び課長の3/4の職員（検査が広範囲の場合は課員全員）、その他の課の係長以上の職員 市民生活部 部長、市民生活課長及び課長の3/4の職員、市民課長及び課長の3/4の職員、会計課長及び課長の3/4の職員、環境課長及び課長の3/4の職員 福祉保健部 部長、各課の課長及び課長の1/2の職員 子ども未来部 部長、子育て支援課長及び課長の1/2の職員、その他の課等は係長以上の職員 産業振興部 部長、農林水産課長及び課長が指定する職員、その他の課の係長以上の職員 都市整備部 部長、都市計画課長及び課長が指定する職員、入付バス事業課長及び課長が指定する職員、遊歩道課長及び課長が指定する職員 上下水道部 部長、上下水道課長、課等の係長以上の職員、施設課長職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要綱に定めることによる） 消防部 消防本部、警の非常態勢計画に定める職員 文教部 教育課長、教員の係長以上の職員 議会調整部 議会事務局長、議会事務局長が指定する職員
20.55	10.95	13.26	忌避危険水位	避難指示	第3次配備 (対策本部設置体制)	市長以下全職員 1 市域に重大な災害発生したとき。 2 市域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。

改正後

磐石川 (磐納)	鶴川 (宮之俣)	鶴川 (宮之俣)	別山川 (安徳)	水防警報水位	避難情報	配備指令	警庁基準
18.45	5.19	9.30	12.35	水防団待機水位	—	初期配備	防災・原子力課員
18.95	5.75	9.80	12.75	忌避注意水位	—	第1次配備 (警戒体制)	危険管理課、防災・原子力課員 総合企画課 部長、課等の係長以上の職員 財政部 部長、財政課長の係長以上の職員、税務課長及び課長の1/2の職員（検査が広範囲の場合は課員全員） 市民生活部 部長、市民生活課長及び課長の1/2の職員、市民課長及び課長の1/2の職員、会計課長及び課長の1/2の職員、環境課長及び課長の1/2の職員 福祉保健部 部長、福祉課長及び課長の1/2の職員、介護高齢課長及び課長の1/2の職員 子ども未来部 部長、課長の「課長の庄栄山」特別推進部長、商業振興課長及び課長が指定する職員、ものづくり振興課長及び課長が指定する職員 産業振興部 部長、課長の「課長の庄栄山」特別推進部長、商業振興課長及び課長が指定する職員、農林水産課長及び課長が指定する職員、ものづくり振興課長及び課長が指定する職員 都市整備部 部長、都市計画課長及び課長が指定する職員、入付バス事業課長及び課長が指定する職員、遊歩道課長及び課長が指定する職員 上下水道部 部長、上下水道課長、施設課長の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要綱に定めることによる） 消防部 消防本部、警の非常態勢計画に定める職員 文教部 教育課長、教育課長の係長以上の職員 議会調整部 議会事務局長、議会事務局長が指定する職員
19.29	6.42	10.10	12.95	避難判断水位	高齢者等避難	第2次配備 (警戒体制)	危険管理課、防災・原子力課員、監察委員会事務局は係長以上の職員、選挙管理委員会事務局は係長以上の職員 総合企画課 部長、元気休係長及び課長が指定する職員、その他の課等は係長以上の職員 財政部 部長、元気休係長及び課長の3/4の職員（検査が広範囲の場合は課員全員）、その他の課の係長以上の職員 市民生活部 部長、市民生活課長及び課長の3/4の職員、市民課長及び課長の3/4の職員、会計課長及び課長の3/4の職員、環境課長及び課長の3/4の職員 福祉保健部 部長、福祉課長及び課長の1/2の職員 子ども未来部 部長、子育て支援課長及び課長の1/2の職員、その他の課等は係長以上の職員 産業振興部 部長、農林水産課長及び課長が指定する職員、その他の課の係長以上の職員 都市整備部 部長、都市計画課長及び課長が指定する職員、入付バス事業課長及び課長が指定する職員、遊歩道課長及び課長が指定する職員 上下水道部 部長、上下水道課長、施設課長の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要綱に定めることによる） 消防部 消防本部、警の非常態勢計画に定める職員 文教部 教育課長、教員の係長以上の職員 議会調整部 議会事務局長、議会事務局長が指定する職員
20.13	7.45	10.95	13.26	忌避危険水位	避難指示	第3次配備 (対策本部設置体制)	市長以下全職員 1 市域に重大な災害発生したとき。 2 市域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。

修正理由

基準水位の変更

6、7 (略)

第3節 防災関係機関の相互協力体制

(略)

1 各主体の責務

(1) 市の責務

- ア 被災した場合にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認められた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- イ 被災した市町村から応援を求められた場合にあっては、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。(追加)

ウ～オ (略)

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。

6、7 (略)

第3節 防災関係機関の相互協力体制

(略)

1 各主体の責務

(1) 市の責務

- ア 被災した場合にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認められた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- イ 被災した市町村から応援を求められた場合にあっては、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員は現地において自活できるように資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

ウ～オ (略)

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。

防災基本計画にあわせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>る。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症（追加）</u>対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>（追加）</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ（略）</p> <p>(2) 県の責務</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害規模や被災地のニーズに応じて<u>円滑かつ迅速に</u>国又は<u>都道府県</u>等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>カ（略）</p> <p>キ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>（追加）</u>また、被災により市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p>	<p>その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u>対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ（略）</p> <p>(2) 県の責務</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害規模や被災地のニーズに応じて<u>迅速・的確に円滑かつ迅速に</u>国又は<u>他の地方公共団体都道府県</u>等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。</u>その際、<u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、<u>応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項など要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>カ（略）</p> <p>キ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u>また、被災により市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>ク～ス (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) その他の防災関係機関の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ</u> ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。</p> <p><u>エ</u> 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。</p> <p><u>オ</u> 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の応援要請</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> の応援要請表 (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>第4節 防災通信施設応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>ク～ス (略)</p> <p><u>セ</u> 県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。</p> <p>(3) その他の防災関係機関の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>エウ</u> ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。</p> <p><u>オエ</u> 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。</p> <p><u>カオ</u> 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。</p> <p><u>キ</u> <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の応援要請</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u>の応援要請表 (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>第4節 防災通信施設応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由																
<p>第5節 気象予警報等伝達対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象業務法に定める気象注意報・警報等の種類及び発表基準 (略)</p> <p>(1) 新潟地方気象台が発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおり。</p> <p>なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている(平成30年5月30日運用開始)。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。</p> <p>-新潟地方気象台：柏崎地域〔令和2年8月6日現在〕-</p>	<p>第5節 気象予警報等伝達対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象業務法に定める気象注意報・警報等の種類及び発表基準 (略)</p> <p>(1) 新潟地方気象台が発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおり。</p> <p>なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている(平成30年5月30日運用開始)。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。</p> <p>-新潟地方気象台：柏崎地域〔令和7-2年5-8月2-9-6日現在〕-</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 660 185 715">種類</th> <th data-bbox="185 660 996 715">内容及び発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 715 185 831">大雨</td> <td data-bbox="185 715 996 831">大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 831 185 1257">注意報 洪水</td> <td data-bbox="185 831 996 1257">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.7、別山川流域=6、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.6、上島川流域=4.4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.4田屋川流域=5.4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(5,3.5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5,1.2.2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.8)、田屋川流域=(6,4.3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1257 185 1366">注意報 大雪</td> <td data-bbox="185 1257 996 1366">大雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1366 185 1471">注意報 強風</td> <td data-bbox="185 1366 996 1471">強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 海上 15m/s</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容及び発表基準	大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.4	注意報 洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.7、別山川流域=6、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.6、上島川流域=4.4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.4田屋川流域=5.4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(5,3.5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5,1.2.2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.8)、田屋川流域=(6,4.3)	注意報 大雪	大雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm	注意報 強風	強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 海上 15m/s	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 660 1126 715">種類</th> <th data-bbox="1126 660 1899 715">内容及び発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 715 1126 855">大雨</td> <td data-bbox="1126 715 1899 855">大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.9.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 855 1126 1347">注意報 洪水</td> <td data-bbox="1126 855 1899 1347">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.6-2.3.-7、別山川流域=6.1、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.5.3.-6、上島川流域=4.2、4.-4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.-7.4.-8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.-3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.3.-6.-4田屋川流域=5.8.5.-4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(6.5,2.7.3.-5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.9.3.-8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5.6,1.3.8.1.2.-2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.9.5.-8)、田屋川流域=(6,4.6.4.-3)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容及び発表基準	大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.9.4	注意報 洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.6-2.3.-7、別山川流域=6.1、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.5.3.-6、上島川流域=4.2、4.-4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.-7.4.-8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.-3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.3.-6.-4田屋川流域=5.8.5.-4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(6.5,2.7.3.-5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.9.3.-8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5.6,1.3.8.1.2.-2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.9.5.-8)、田屋川流域=(6,4.6.4.-3)	<p>時点修正</p>
種類	内容及び発表基準																	
大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.4																	
注意報 洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.7、別山川流域=6、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.6、上島川流域=4.4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.4田屋川流域=5.4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(5,3.5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5,1.2.2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.8)、田屋川流域=(6,4.3)																	
注意報 大雪	大雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm																	
注意報 強風	強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 海上 15m/s																	
種類	内容及び発表基準																	
大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】6.9.4																	
注意報 洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鯖石川流域=2.3.6-2.3.-7、別山川流域=6.1、長鳥川流域=1.1、西之入川流域=3.5.3.-6、上島川流域=4.2、4.-4妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.-7.4.-8、鶴川流域=1.5.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.4、7.-3弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.3.-6.-4田屋川流域=5.8.5.-4 【複合基準】 黒川流域=(5,4)、別山川流域=(5,4.7)、長鳥川流域=(5,1.1)、西之入川流域=(6.5,2.7.3.-5)、妙法寺川流域=(5,4.6)、坂田川流域=(5,3.9.3.-8)、鎌田川流域=(6,3)、鶴川流域=(5.6,1.3.8.1.2.-2)、前川流域=(6,4.3)、谷根川流域=(6,5.9.5.-8)、田屋川流域=(6,4.6.4.-3)																	

改正前		改正後		修正理由
風雪	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	注意報	大雪	大雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm
波浪	高い波により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・有義波高 2.5m		強風	強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 海上 15m/s
高潮	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・潮位 1.0m		風雪	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
濃霧	濃い霧により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・視程 陸上 100m、海上 500m		波浪	高い波により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・有義波高 2.5m
雷	落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・落雷等により被害が予想される場合		高潮	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・潮位 1.0m
乾燥	空気が乾燥して火災の危険が大きいときに、その旨を注意して行う予報。 ・最小湿度 40%、実効湿度 65%		濃霧	濃い霧により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・視程 陸上 100m、海上 500m
なだれ	なだれにより、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 24時間の降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		雷	落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・落雷等により被害が予想される場合
着氷 着雪	著しい着氷又は着雪により通信線や送電線などに被害が発生するおそれがあるときや船舶の航行に危険が及ぶおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 著しい着氷が予想される場合。 2 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合。		乾燥	空気が乾燥して火災の危険が大きいときに、その旨を注意して行う予報。 ・最小湿度 40%、実効湿度 65%
融雪	融雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。対象となる災害として、洪水、浸水による災害や土砂災害などがある。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上		なだれ	なだれにより、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 24時間の降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
霜	早霜、晩霜などにより農作物に被害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下			

改正前		改正後		修正理由
警 報	低温	低温のため農作物などに被害が起こったり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 ・11月～4月：海岸 最低気温-4℃以下、平野 最低気温-7℃以下、山沿い 最低気温-10℃以下	着氷 着雪	著しい着氷又は着雪により通信線や送電線などに被害が発生するおそれがあるときや船舶の航行に危険が及ぶおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 著しい着氷が予想される場合。 2 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合。
	大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】13、土砂災害【土壌雨量指数基準】97	融雪	融雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 対象となる災害として、洪水、浸水による災害や土砂災害などがある。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=5、鯖石川流域=29.7、別山川流域=7.6、長島川流域=13.8、西之入川流域=4.5、上島川流域=5.5、妙法寺川流域=5.8、坂田川流域=5.5、鎌田川流域=5、石黒川流域=6、鶴川流域=19、前川流域=6.8、谷根川流域=9.2、弘川流域=8、オガチ川流域=8、上条芋川流域=8.1、田屋川流域=6.8 【複合基準】 別山川流域=(6, 7.2)、西之入川流域=(6, 3.9)、妙法寺川流域=(6, 5.2)、坂田川流域=(6, 4.2)、鎌田川流域=(6, 3.3)、前川流域=(10, 6.1)、谷根川流域=(6, 8.2)	霜	早霜、晩霜などにより農作物に被害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 35cm 山沿い 12時間降雪の深さ 60cm	低温	低温のため農作物などに被害が起こったり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 ・11月～4月：海岸 最低気温-4℃以下、平野 最低気温-7℃以下、山沿い 最低気温-10℃以下
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s、海上 25m/s	大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】13、土砂災害【土壌雨量指数基準】97
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う、海上 25m/s 雪を伴う	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=5、鯖石川流域=29.7、別山川流域=7.6、長島川流域=13.8、西之入川流域=4.5、上島川流域=5.5、妙法寺川流域=5.8、坂田川流域=5.5、鎌田川流域=5、石黒川流域=6、鶴川流域=19、前川流域=6.8、谷根川流域=9.2、弘川流域=8、オガチ川流域=8、上条芋川流域=8.1、田屋川流域=6.8 【複合基準】 別山川流域=(6, 7.2)、西之入川流域=(6, 3.9)、妙法寺川流域=(6, 5.2)、坂田川流域=(6, 4.2)、鎌田川流域=(6, 3.3)、前川流域=(10, 6.1)、谷根川流域=(6, 8.2)
	波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・有義波高 5.5m		
	高潮	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・潮位 1.5m		

改正前			改正後			修正理由
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。	特別警報	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 35cm 山沿い 12時間降雪の深さ 60cm	<p>県地域防災計画にあわせた修正(以降、2)については、基準変更によるものも同記述と兼ねる。)</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s、海上 25m/s	
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う、海上 25m/s 雪を伴う	
	暴風雪	暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・有義波高 5.5m	
	波浪	波浪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		高潮	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・潮位 1.5m	
	高潮	高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。	
			大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		
			暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		
			暴風雪	暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		
			波浪	波浪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		
			高潮	高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。		

(2) 気象情報等

ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときは、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する

(2) 気象情報等

ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。大雨を要因とする特別警報が発表されたときは、その後速やかに、その内容を補足す

改正前	改正後	修正理由
<p><u>る北陸地方気象情報</u>」、「<u>記録的に大雨に関する全般気象情報</u>」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「<u>顕著な大雨に関する新潟県気象情報</u>」、「<u>顕著な大雨に関する北陸地方気象情報</u>」、「<u>顕著な大雨に関する全般気象情報</u>」、という表題の気象情報が発表される。<u>(追加)</u></p> <p>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「<u>顕著な大雪に関する新潟県気象情報</u>」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」 (黒) : <u>災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」 (紫色) : 危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」 (赤) : 高齢者等<u>は危険な場所から避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 <p>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先</p>	<p>るため「<u>記録的な大雨に関する〇〇※新潟県気象情報</u>」 (<u>※〇〇には「全般」「北陸地方」「新潟県」のいずれかが入る</u>)、「<u>記録的な大雨に関する北陸地方気象情報</u>」、「<u>記録的に大雨に関する全般気象情報</u>」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「<u>顕著な大雨に関する〇〇※新潟県気象情報</u>」、「<u>顕著な大雨に関する北陸地方気象情報</u>」、「<u>顕著な大雨に関する全般気象情報</u>」、という表題の気象情報が発表される。また、「<u>顕著な大雨に関する気象情報</u>」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、気象情報において「<u>線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ</u>」が行われる。</p> <p>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「<u>顕著な大雪に関する新潟県気象情報</u>」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」 (黒) : <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」 (紫色) : 危険な場所から<u>避難する必要があるの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」 (赤) : 高齢者等<u>がは危険な場所から避難する必要があるの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 <p>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由																				
<p>までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所から避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>カ（略） キ 流域雨量指数の予測値 <u>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（追加）の高まり予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。（追加）6時間先までの雨量分布の予測（追加）降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>3 水防法に定める水防警報 (1) 次に掲げる河川については、知事が水防警報を発するものとし、柏崎地域振興局地域整備部が直接これを発表する。</p> <table border="1" data-bbox="141 1334 994 1417"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> <th>発表者</th> <th>対象水防区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区	域	発表者	対象水防区						<p>までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> <ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>カ（略） キ 流域雨量指数の予測値 <u>各河川指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まり予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>3 水防法に定める水防警報 (1) 次に掲げる河川については、知事が水防警報を発するものとし、柏崎地域振興局地域整備部が直接これを発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1043 1334 1897 1417"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> <th>発表者</th> <th>対象水防区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区	域	発表者	対象水防区						<p>水防計画修正にあわせた修正</p> <p>水防計画修正にあわせた修正</p>
河川名	区	域	発表者	対象水防区																		
河川名	区	域	発表者	対象水防区																		

改正前				改正後				修正理由																							
鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで		柏崎地域 振興局 地域整備 部	柏崎水防区	鯖石川	左岸：柏崎市大字石曾根（山根橋）高柳町岡野町 から海まで	柏崎地域 振興局長 地域整備 部	柏崎水防区	水防計画修正にあわせた修正 （水位観測所の追加）																						
鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで				鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで																									
別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで				別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで																									
	右岸：柏崎市高柳町岡野町			右岸：柏崎市大字山室（山根橋）高柳町岡野町																											
	右岸：柏崎市野田字湯之淵 475			右岸：柏崎市野田字湯之淵 475																											
	右岸：柏崎市西山町長嶺から			右岸：柏崎市西山町長嶺から																											
<p>(2) 水防警報は、鯖石川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>第4段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>出動</td> <td>状況</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨通知するもの</td> <td>洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの</td> <td>水防活動の終了を通知するもの</td> </tr> </tbody> </table>				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	準備	出動	状況	解除	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの	<p>(2) 水防警報は、各河川鯖石川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>第4段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>出動</td> <td>状況</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨通知するもの</td> <td>洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの</td> <td>水防活動の終了を通知するもの</td> </tr> </tbody> </table>				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	準備	出動	状況	解除	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階																												
準備	出動	状況	解除																												
水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの																												
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階																												
準備	出動	状況	解除																												
水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの																												
<p>(3) 水防警報の対象とする水位観測所は、次のとおりである。 ※標高表示、()内は河床からの水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>局番 (0257) 電話番号(自記)</th> <th>堤防高</th> <th>0点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鯖石川</td> <td>加納</td> <td>柏崎市加納</td> <td>18.45 (3.45)</td> <td>18.95 (3.95)</td> <td>19.29 19.80 (4.29) (4.80)</td> <td>20.13 20.55 (5.13) (5.55)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>23.50 (8.50)</td> <td>15.00</td> </tr> </tbody> </table>				河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番 (0257) 電話番号(自記)	堤防高	0点高	鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 19.80 (4.29) (4.80)	20.13 20.55 (5.13) (5.55)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00	<p>(3) 水防警報の対象とする水位観測所は、次のとおりである。 ※標高表示、()内は河床からの水位</p> <p>消防法の改正による修正</p>							
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番 (0257) 電話番号(自記)	堤防高	0点高																						
鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 19.80 (4.29) (4.80)	20.13 20.55 (5.13) (5.55)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00																						

改正前										改正後										修正理由	
鯖石川	加納	柏崎市 加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 19.80 (4.29) (4.80)	20.13 20.55 (5.13) (5.55)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00		鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	6.42 (6.08)	7.45 (7.11)	21-8491 (10分毎)	8.90 (8.56)	0.34	
<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>		鶴川	宮之窪	柏崎市 上条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64	
鶴川	宮之窪	柏崎市 上条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64		別山川	栄橋	刈羽村 滝谷 新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44	
<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>	<u>G自加</u>												

4 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) (略)

(2) 火災警報
市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて、火災警報の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。
また、市長は火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線等により市民に周知するとともに、県消防課へ通報する。

5～6 (略)

第6節 被災状況等収集伝達対策
(略)

1 実施担当部、班及び県への報告
災害対策本部設置前においては、防災・原子力課長が各部に被害状況等の報告を求め、これを整理して県へ報告する。

4 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) (略)

(2) 火災警報
市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて、火災警報の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。
また、市長は火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線等により市民に周知するとともに、県消防課へ通報する。

5～6 (略)

第6節 被災状況等収集伝達対策
(略)

1 実施担当部、班及び県への報告
災害対策本部設置前においては、防災・原子力課長が各部に被害状況等の報告を求め、これを整理して県へ報告する。

改正前			改正後			修正理由
<p>災害対策本部設置後においては、財務部本部記録班長が各部の報告に基づき被害状況を整理し、危機管理部総合調整班長はこれを県へ報告する。 また、職員は参集途上等において被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、災害応急対策活動が時機を失することのないように努める。</p>			<p>災害対策本部設置後においては、財務部本部記録班長が各部の報告に基づき被害状況を整理し、危機管理部総合調整班長はこれを県へ報告する。 また、職員は参集途上等において被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、災害応急対策活動が時機を失することのないように努める。</p>			
部	班	担 当 内 容	部	班	担 当 内 容	
危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 	危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 	
総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	
	情報・交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 ・電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 ・鉄道、バス等の運行状況に関すること。 		情報・交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 ・電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 ・鉄道、バス等の運行状況に関すること。 	

改正前			改正後			修正理由
	広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。 		広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。 	
財務部	本部記録班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の記録に関すること。 ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・各部からの災害情報及び被害状況の整理に関すること。 	財務部	本部記録班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の記録に関すること。 ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・各部からの災害情報及び被害状況の整理に関すること。 	
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること ・被災者台帳の作成及び管理に関すること。 		被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること ・被災者台帳の作成及び管理に関すること。 	

改正前			改正後			修正理由
部	班	担 当 内 容	部	班	担 当 内 容	
市民生活部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	市民生活部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	文言の修正
	救助班	・避難所の設営及び被災者の収用に関すること。 ・避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせに関すること。		救助班	・避難所の設営及び被災者の収用に関すること。 ・避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせに関すること。	
福祉保健部	福祉班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・ <u>生活保護世帯</u> 、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・要配慮者利用施設の災害対策、被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。	福祉保健部	福祉班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・ <u>生活保護世帯</u> 、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・要配慮者利用施設の災害対策、被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。	
子ども未来部	保育班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	子ども未来部	保育班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	

改正前			改正後			修正理由
産業振興部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・農林水産業関係の被害調査に関すること。 	産業振興部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・農林水産業関係の被害調査に関すること。 	
	商業観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 		商業観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 	
	物資供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 		物資供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 	
都市整備部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	都市整備部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 		建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 	

改正前			改正後			修正理由
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 		住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 	
上下水道部	水道下水道情報計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び復旧作業進捗状況の調査に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。 ・災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 	上下水道部	水道下水道情報計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び復旧作業進捗状況の調査に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。 ・災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 	
	水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 		水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 	
	下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 		下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 	
2 (略)	3 各部担当班長の任務	2 (略)	3 各部担当班長の任務			

改正前	改正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報収集のための措置 危機管理監は、市民の生命、身体及び財産に、被害が及ぶおそれがあるとき又は及んだときは、財務部被害調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、住家の周囲の状況把握並びに世帯別被害状況の調査及び整理に従事させるものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第7節 広報対策</p> <p>(略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 市民等からの問い合わせに対する対応 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、<u>配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡を受けるおそれがある者等</u>が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第8節 避難及び避難所対策</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難情報の発令基準 (略)</p> <p>(1) 水害 河川ごと次に掲げる基準水位に到達した時点で発令する。なお、小河川等による浸水は、ほとんどの場合立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難情報の発令の対象としない。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報収集のための措置 危機管理監は、市民の生命、身体及び財産に、被害が及ぶおそれがあるとき又は及んだときは、財務部被害調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、住家の周囲の状況把握並びに世帯別被害状況の調査及び整理に従事させるものとする。<u>また、災害本部等を含む救助機関は、市民の生命、身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第7節 広報対策</p> <p>(略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 市民等からの問い合わせに対する対応 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、<u>DV・ストーカー・児童虐待等の被害者等配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡を受けるおそれがある者等</u>が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第8節 避難及び避難所対策</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難情報の発令基準 (略)</p> <p>(1) 水害 河川ごと次に掲げる基準水位に到達した時点で発令する。なお、小河川等による浸水は、ほとんどの場合立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難情報の発令の対象としない。</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前					改正後					修正理由
<p>また、以下の条件により避難指示等の発令を早めることがある。</p> <p>1 河川巡視等により漏水や堤防本体の亀裂を確認した場合</p> <p>2 鯖石川ダムの流入量 80 m³/s 以上となり洪水調整を行う場合</p>					<p>また、以下の条件により避難指示等の発令を早めることがある。</p> <p>1 河川巡視等により漏水や堤防本体の亀裂を確認した場合</p> <p>2 鯖石川ダムの流入量 80 m³/s 以上となり洪水調整を行う場合</p>					<p>時点修正</p>
避難情報		基準水位			避難情報		基準水位			
	鯖石川 (加納)	追加	鵜川 (宮之窪)	別山川 (栄橋)		鯖石川 (加納)	鯖石川 (天保橋)	鵜川 (宮之窪)	別山川 (栄橋)	
	17.60	追加	8.70	12.00	←	17.60	4.90	8.70	12.00	
	18.45	追加	9.30	12.35	←	18.45	5.10	9.30	12.35	
	18.95	追加	9.80	12.75	←	18.95	5.75	9.80	12.75	
高齢者等避難	19.29	追加	10.10	12.95	←	19.29	6.42	10.10	12.95	
					←	19.80				
避難指示	20.13	追加	10.95	13.26	←	20.13	7.45	10.95	13.26	
					←	20.55				
緊急安全確保※2	23.50	追加	12.12	14.71	←	23.50	8.90	12.12	14.71	
					←		11.86			
<p>※1 早期の警戒体制を構築するため、数値基準を設定する。</p> <p>※2 災害の発生状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令する情報ではない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 避難所の開設及び管理</p> <p>避難所は、優先して開設する避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難所の開設は、別に定める「自然災害発生時における職員応急対策マニュアル」により、あらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行う。ただし、前者より早く到着した自主防災組織担当者が開設することがある。その他の避難所の開設は、開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が行う。(避難所は資料編4-1「避難所及び避難場所 別表1」参照。)また、優先して開設する避難所の鍵保管職員及び施設管理者等は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難所の運営体制を整える。(追加)</p> <p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、</p>					<p>※1 早期の警戒体制を構築するため、数値基準を設定する。</p> <p>※2 災害の発生状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令する情報ではない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 避難所の開設及び管理</p> <p>避難所は、優先して開設する避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難所の開設は、別に定める「自然災害発生時における職員応急対策マニュアル」により、あらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行う。ただし、前者より早く到着した自主防災組織担当者が開設することがある。その他の避難所の開設は、開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が行う。(避難所は資料編4-1「避難所及び避難場所 別表1」参照。)また、優先して開設する避難所の鍵保管職員及び施設管理者等は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難所の運営体制を整える。運営体制の構築に当たっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。</p>					<p>防災基本計画にあわせた修正</p>
<p>緊急安全確保※2</p>					<p>緊急安全確保※2</p>					
<p>緊急安全確保※2</p>					<p>緊急安全確保※2</p>					
<p>緊急安全確保※2</p>					<p>緊急安全確保※2</p>					
<p>緊急安全確保※2</p>					<p>緊急安全確保※2</p>					

改正前	改正後	修正理由
<p>ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班、文教部社会教育班・学校教育班・体育施設班の協力を得て、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図りながら避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設し、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り運営に当たる。</p> <p>特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、教職員及びコミュニティ組織の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。</p> <p>なお、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における主な活動 (略) ア～ソ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>11 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性の参画を推進するものとする。また、特に、男女別の物</p>	<p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班、文教部社会教育班・学校教育班・体育施設班の協力を得て、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図りながら避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設し、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り運営に当たる。</p> <p>特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、教職員及びコミュニティ組織の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。</p> <p>なお、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。<u>また、避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における主な活動 (略) ア～ソ (略) <u>タ 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める</u></p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>11 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性の参画を推進するものとする。また、特に、男女別の物</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>たり、避難場所が自然発生したりすることから、(追加) 車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者に対する配慮 関係班は、(追加) 避難所以外に避難した要配慮者を、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>5 車中泊避難者・指定外避難所への支援 (発災後3日以内に開始) 関係班は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら柔軟に対応し、必要な支援に努める。 (追加)</p> <p>(1)～(4)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第10節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第11節 水防活動対策 (略)</p> <p>1 各主体の責務 (1) (略) (2) 国及び県の責務 洪水、雨水出水、津波又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。 また、国は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門知</p>	<p>たり、避難場所が自然発生したりすることから、個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、指定車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者に対する配慮 関係班は、個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、指定避難所以外に避難した要配慮者を、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>5 車中泊避難者・指定外避難所への支援 (発災後3日以内に開始) 関係班は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら柔軟に対応し、必要な支援に努める。車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するように努める。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第10節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第11節 水防活動対策 (略)</p> <p>1 各主体の責務 (1) (略) (2) 国及び県の責務 洪水、雨水出水、津波又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び洪水特別警報避難判断水位到達情報通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。 また、国は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>避難判断名称の変更による修正</p>

改正前	改正後	修正理由								
<p>識及び技術を要する水防活動を実施することができる。</p> <p>(3) (略) 2～13 (略)</p> <p>第12節 自衛隊の災害派遣対策</p> <p>(略) 1～10 (略)</p> <p>1.1 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <table border="1" data-bbox="116 582 990 818"> <thead> <tr> <th>災害派遣担当窓口</th> <th>住□…所□□…等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災局 危機対策課 危機対策第1</td> <td>住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 輸送対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク(防災活動拠点(市、県、国、消防署及び警察署等の庁舎)、輸送施設(道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート)、物資輸送拠点(広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点)及び備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、<u>(追加)</u>陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</p> <p>なお、緊急輸送は、人命の救助及び安全の確保を最優先とし、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策の実施等を勘案しながら、実施するものとする。</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市</p> <p>a 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船</p>	災害派遣担当窓口	住□…所□□…等	防災局 危機対策課 危機対策第1	住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←	<p>管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。</p> <p>(3) (略) 2～13 (略)</p> <p>第12節 自衛隊の災害派遣対策</p> <p>(略) 1～10 (略)</p> <p>1.1 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <table border="1" data-bbox="1021 582 1895 818"> <thead> <tr> <th>災害派遣担当窓口</th> <th>住□…所□□…等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災局 危機対策課 危機対策第1 災害対策係</td> <td>住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 輸送対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク(防災活動拠点(市、県、国、消防署及び警察署等の庁舎)、輸送施設(道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート)、物資輸送拠点(広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点)及び備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、<u>総合的・積極的に緊急輸送ができるよう</u>、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</p> <p>なお、緊急輸送は、人命の救助及び安全の確保を最優先とし、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策の実施等を勘案しながら、実施するものとする。</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市</p> <p>a 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、</p>	災害派遣担当窓口	住□…所□□…等	防災局 危機対策課 危機対策第1 災害対策係	住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←	<p>名称の変更による修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p>
災害派遣担当窓口	住□…所□□…等									
防災局 危機対策課 危機対策第1	住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←									
災害派遣担当窓口	住□…所□□…等									
防災局 危機対策課 危機対策第1 災害対策係	住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) ← (内線6434、6435、6436) ← 025-282-1638 (直通) ← 防災無線…(発信番号) 40120-6434、6435、6436 ← NTT・FAX…025-282-1640 ← 衛星FAX□(発信番号) 401-881 ←									

改正前	改正後	修正理由												
<p>艇等により、市民等を安全な地域へ輸送する。</p> <p>b 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>c 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 県</p> <p>a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>c 市からの輸送体制確保に関する応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>d 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</p> <p>e 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="210 1281 981 1444"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし、応急対策</td> <td>他市町村 県（災对本部統括調整部）</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし、応急対策	他市町村 県（災对本部統括調整部）	<p>徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船舶等により、市民等を安全な地域へ輸送する。</p> <p>b 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>c 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。</p> <p><u>d 地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p>(イ) 県</p> <p>a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。</p> <p><u>c 広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p><u>de</u> 市からの輸送体制確保に関する応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p><u>ed</u> 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</p> <p><u>fe</u> 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。</p> <p><u>g 離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="1115 1313 1886 1444"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし</td> <td>他市町村 県（災对本部統括調整部）</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし	他市町村 県（災对本部統括調整部）	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>
実施主体	対 策	協力依頼先												
市	・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし、応急対策	他市町村 県（災对本部統括調整部）												
実施主体	対 策	協力依頼先												
市	・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にし	他市町村 県（災对本部統括調整部）												

改正前			改正後			修正理由																		
	<p>に必要な車両を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。 			<p>ておき、応急対策に必要な車両を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。 			<p>県地域防災計画にあわせた修正</p>																	
県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対策及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 <p>(追加)</p>	<p>北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (公社)新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対策及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 <u>トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段を確保する。</u> 	<p>北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (公社)新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関</p>																			
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 </td> <td> <p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 </td> <td> <p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊</p> </td> </tr> </tbody> </table>			実施主体	対 策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	<p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 	<p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 </td> <td> <p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 </td> <td> <p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊</p> </td> </tr> </tbody> </table>			実施主体	対 策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	<p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 	<p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊</p>	
実施主体	対 策	協力依頼先																						
市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	<p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p>																						
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 	<p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊</p>																						
実施主体	対 策	協力依頼先																						
市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	<p>県(災対本部統括調整部) 他市町村</p>																						
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等 	<p>(公社)新潟県トラック協会 陸上自衛隊</p>																						

改正前			改正後			修正理由																										
	<p>関係機関に対し、協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター (追加) を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター (追加) を保有機関に応援を要請する。 ヘリコプター (追加) を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	<p>航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県</p>		<p>ク協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター、船舶等 を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター、船舶等 を保有機関に応援を要請する。 ヘリコプター、船舶等 を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	<p>海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p>																										
<p>第14節 交通規制及び警備・保安対策</p> <p>1 交通規制 (略) (1) 実施管理者 ア 実施責任者は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施責任者</th> <th>対象道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路管理者</td> <td>国土交通大臣</td> <td><u>一般国道</u></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>県道 (追加)</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>市道</td> </tr> <tr> <td>警察機関</td> <td>公安委員会、警察署</td> <td>必要な全道路</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施責任者	対象道路		道路管理者	国土交通大臣	<u>一般国道</u>	知事	県道 (追加)	市長	市道	警察機関	公安委員会、警察署	必要な全道路	<p>第14節 交通規制及び警備・保安対策</p> <p>1 交通規制 (略) (1) 実施管理者 ア 実施責任者は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施責任者</th> <th>対象道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路管理者</td> <td>国土交通大臣</td> <td><u>直轄国道一般国道</u></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>県道、<u>補助国道</u></td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>市道</td> </tr> <tr> <td>警察機関</td> <td>公安委員会、警察署</td> <td>必要な全道路</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施責任者	対象道路	道路管理者	国土交通大臣	<u>直轄国道一般国道</u>	知事	県道、 <u>補助国道</u>	市長	市道	警察機関	公安委員会、警察署	必要な全道路
区分	実施責任者	対象道路																														
道路管理者	国土交通大臣	<u>一般国道</u>																														
	知事	県道 (追加)																														
	市長	市道																														
警察機関	公安委員会、警察署	必要な全道路																														
区分	実施責任者	対象道路																														
道路管理者	国土交通大臣	<u>直轄国道一般国道</u>																														
	知事	県道、 <u>補助国道</u>																														
	市長	市道																														
警察機関	公安委員会、警察署	必要な全道路																														

改正前	改正後	修正理由
<p>イ (略)</p> <p>2 警備活動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害実態の把握 柏崎警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。</p> <p>《初期段階》</p> <p>(ア) 津波・火災の発生状況 (イ) 死傷者等人的被害の発生状況 (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況 (エ) 市民の避難状況 (オ) 主要道路・橋りょう及び鉄道の被害状況 (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況 (キ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 (ク) 堤防・護岸等の損壊状況 (ケ) 災害拡大の見通し (コ) 市・消防等の活動状況</p> <p>《初期段階以降》</p> <p>(ア) 「初期段階」に掲げる事項 (イ) 被災者の動向 (ウ) 被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況 (エ) 被災道路・橋りょう及び鉄道の復旧状況及び見通し (オ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し (カ) 市・且赤・病院等の救護対策の状況 (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 被災地域住民の避難誘導</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 津波警報や火災の延焼などが予想される場合、市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を事前に避難するよう指導する。また、避難に際しての混乱による事故の防止に努めるとともに避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。</p> <p>e～f (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>2 警備活動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害実態の把握 柏崎警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。</p> <p>《初期段階》</p> <p>(ア) 津波・火災の発生状況 (イ) 死傷者等人的被害の発生状況 (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況 (エ) 市民の避難状況 (オ) 主要道路・橋りょう及び鉄道の被害状況 (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況 (キ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 (ク) 堤防・護岸等の損壊状況 (ケ) 災害拡大の見通し (コ) 市・消防等の活動状況</p> <p>《初期段階以降》</p> <p>(ア) 「初期段階」に掲げる事項 (イ) 被災者の動向 (ウ) 被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況 (エ) 被災道路・橋りょう及び鉄道の復旧状況及び見通し (オ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し (カ) 市・日本赤十字社且赤・病院等の救護対策の状況 (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 被災地域住民の避難誘導</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 津波警報や火災の延焼などが予想される場合、市長と協議の上、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を事前に避難するよう指導する。また、避難に際しての混乱による事故の防止に努めるとともに避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。</p> <p>e～f (略)</p>	<p></p> <p>語句修正</p> <p>語句修正</p>

改正前	改正後	修正理由												
<p>カ～コ (略)</p> <p>サ 関係機関、団体に対する協力・支援 (ア) (略) (イ) 県・市・<u>日赤</u>その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援に当たる。 (ウ) (略) シ～セ (略)</p> <p>3 道路交通対策 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続等(追加)は、次のとおりである。 ア 緊急通行車両の<u>確認範囲</u> 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を<u>確認</u>の対象とする。 (ア) (略) (イ) 消防、水防、<u>道路維持、電気・ガス・水道</u>その他の応急措置に関するもの (ウ) ～ (エ) (略) (オ) <u>被災地</u>の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) <u>(追加)</u> 清掃、防疫その他の<u>保健衛生</u>に関するもの (キ) ～ (ク) (略) (ケ) 上記のほか、災害の発生の<u>防止</u>又は拡大の防止のための措置に関するもの イ <u>確認事務の実施区分者</u> <u>交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により</u>知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。</p>	<p>カ～コ (略)</p> <p>サ 関係機関、団体に対する協力・支援 (ア) (略) (イ) 県・市・<u>日本赤十字社日赤</u>その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援に当たる。 (ウ) (略) シ～セ (略)</p> <p>3 道路交通対策 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続等又は事前届出手続は、次のとおりである。 ア 緊急通行車両の<u>対象確認範囲</u> 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を<u>確認</u>の対象とする。 (ア) (略) (イ) 消防、水防、<u>道路維持、電気・ガス・水道</u>その他の応急措置に関するもの (ウ) ～ (エ) (略) (オ) <u>被災地</u>の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) <u>廃棄物の処理及び</u>清掃、防疫その他の<u>生活環境の保全及び公衆衛生保健衛生</u>に関するもの (キ) ～ (ク) (略) (ケ) 上記のほか、災害の発生の<u>防御防止</u>又は拡大の防止のための措置に関するもの イ <u>確認手続き等事務の実施区分者</u> <u>緊急通行車両の確認手続は、交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により</u>知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。</p>	<p>語句修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認者</th> <th>確認車両</th> <th>申請受付及び確認場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>県有車両</td> <td>県防災局危機対策課</td> </tr> </tbody> </table>	確認者	確認車両	申請受付及び確認場所	知事	県有車両	県防災局危機対策課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認者</th> <th>確認車両</th> <th>申請受付及び確認場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>県有車両</td> <td>県防災局危機対策課</td> </tr> </tbody> </table>	確認者	確認車両	申請受付及び確認場所	知事	県有車両	県防災局危機対策課	
確認者	確認車両	申請受付及び確認場所												
知事	県有車両	県防災局危機対策課												
確認者	確認車両	申請受付及び確認場所												
知事	県有車両	県防災局危機対策課												

改正前			改正後			修正理由
	※災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両	各地域振興局		※災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両	各地域振興局	
県公安委員会	国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両 ※知事が確認する車両以外の車両	警察本部交通規制課 各警察署 交通検問所	県公安委員会	国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両 ※知事が確認する車両以外の車両	警察本部交通規制課 各警察署 交通検問所	県地域防災計画にあわせた修正
<p>ウ 緊急通行車両の事前確認届出</p> <p><u>(ア) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。</u></p> <p><u>(イ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。</u></p> <p>エ 緊急通行車両の標章等の交付</p> <p><u>(ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。</u></p> <p><u>(イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。</u></p> <p><u>(ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。</u></p> <p><u>(エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第15節 火災対策</p>			<p>ウ 確認手続等の実施要領緊急通行車両の事前確認届出</p> <p>(ア) 車両の使用者からの申出を受けた県知事又は県公安委員会は、当該車両が緊急通行車両の対象と認める際は、法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。</p> <p>なお、当該手続は、緊急交通路の指定の前後を問わず、平時から実施する。</p> <p>また、緊急交通路の指定後に、事前届出済証を交付済みの車両の使用者から確認の申出を受けた際は、速やかに法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。</p> <p>(イ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。</p> <p>エ 緊急通行車両の標章等の交付</p> <p>(ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。</p> <p>(ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。</p> <p>(エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第15節 火災対策</p>			

改正前	改正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災対策</p> <p>(1) 市民の対策</p> <p>災害が発生した場合、職場、家庭等においては、次により出火防止と初期消火に努める。</p> <p>ア 出火防止</p> <p>ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断及び漏電ブレーカーの遮断 <u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16節 医療救護活動対策</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 医療関係団体(新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会 <u>(追加)</u> 等)、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院(新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p>エ 被災が著しく、県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。</p> <p>オ 新潟大学医歯学総合病院 <u>(追加)</u> と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院 <u>(追加)</u> が透析医療機関の患者受入れを調整する。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第17節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災対策</p> <p>(1) 市民の対策</p> <p>災害が発生した場合、職場、家庭等においては、次により出火防止と初期消火に努める。</p> <p>ア 出火防止</p> <p>ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断及び漏電ブレーカーの遮断、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの二次災害の防災に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16節 医療救護活動対策</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 医療関係団体(新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、<u>新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会</u>等)、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院(新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p>エ 被災が著しく、県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。</p> <p>オ 新潟大学医歯学総合病院等関係機関と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院等関係機関が透析医療機関の患者受入れを調整する。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第17節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>2 被害状況等の把握 保健衛生班長及び環境衛生班長は、風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況の把握に努める。</p> <p>(1) ライフラインの被害状況 (2) 避難所の設置及び収容状況 (3) 仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び浸水家屋の状況 (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況 (5) 給食施設の被害状況</p> <p>3 保健衛生対策 (略)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難場所等の生活環境の整備 避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。 <u>(追加)</u> ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所等（仮設トイレ <u>(追加)</u> を含む）の清潔 キ プライバシーの保護</p> <p>4 (略)</p> <p>5 栄養指導対策 福祉保健部保健衛生班長は、保健所が設置する栄養指導班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。</p> <p>(1) 炊き出しの栄養管理指導 市及び関係機関が設置した炊き出し実施現場へ <u>(追加)</u> 栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第18節 廃棄物の処理対策 (略)</p> <p>1 各主体の役割</p>	<p>2 被害状況等の把握 保健衛生班長及び環境衛生班長は、風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況の把握に努める。</p> <p>(1) ライフラインの被害状況 (2) 避難所の設置及び収容状況 (3) 仮設トイレ <u>等</u> の設置及び浸水家屋の状況 (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況 (5) 給食施設の被害状況</p> <p>3 保健衛生対策 (略)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難場所等の生活環境の整備 避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。 <u>また、県及び市は避難所における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u> ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所等（仮設トイレ <u>等</u> を含む）の清潔 キ プライバシーの保護</p> <p>4 (略)</p> <p>5 栄養指導対策 福祉保健部保健衛生班長は、保健所が設置する栄養指導班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。</p> <p>(1) 炊き出しの栄養管理指導 市及び関係機関が設置した炊き出し実施現場へ <u>管理</u> 栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第18節 廃棄物の処理対策 (略)</p> <p>1 各主体の役割</p>	<p>文言の追加</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由												
<p>(1) ~ (2) (3) 市の役割 ごみ処理やし尿処理について活動体制を整備し、円滑な処理活動を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>2 実施担当部及び班 (1) 市長は、災地域のごみの予想発生量及び特性を考慮し、衛生面での二次災害を防ぐため、収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。また、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、近隣処理施設の応援を求めて実施する。 (2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 691 996 1289"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 4 し尿処理 (略) (1) (略) (2) 災害後のし尿収集処理等</p>	部	班	担 当 内 容	市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 	<p>(1) ~ (2) (3) 市の役割 ごみ処理やし尿処理について活動体制を整備し、円滑な処理活動を行う。 <u>また、近隣市町村や県から依頼があったときは、県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間アニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。</u></p> <p>2 実施担当部及び班 (1) 市長は、災地域のごみの予想発生量及び特性を考慮し、衛生面での二次災害を防ぐため、収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。また、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、近隣処理施設の応援を求めて実施する。 (2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 691 1901 1289"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 4 し尿処理 (略) (1) (略) (2) 災害後のし尿収集処理等</p>	部	班	担 当 内 容	市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の追加</p>
部	班	担 当 内 容												
市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 												
部	班	担 当 内 容												
市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の環境対策に関すること。 仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 												

改正前	改正後	修正理由																		
<p>市民生活部環境衛生班長は、上下水道部下水道情報計画班と連絡調整を図りながら、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足りない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレ <u>(追加)</u> を設置する。また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレ <u>(追加)</u> を設置する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第19節 トイレ対策</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ <u>(追加)</u> の確保、設置及び携帯トイレ・簡易トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施担当部及び班 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 699 976 1090"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>総合調整班</td> <td>・備蓄品に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td>・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 仮設トイレ (レンタル) <u>(追加)</u> 及びトイレ用品による対応 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 快適な利用の確保 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の設置に努める。また、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には</u></p>	部	班	担当内容	危機管理部	総合調整班	・備蓄品に関すること。	市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。	<p>市民生活部環境衛生班長は、上下水道部下水道情報計画班と連絡調整を図りながら、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足りない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレ <u>等</u> を設置する。また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレ <u>等</u> を設置する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第19節 トイレ対策</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ <u>等</u> の確保、設置及び携帯トイレ・簡易トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施担当部及び班 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 699 1881 1090"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>総合調整班</td> <td>・備蓄品に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td>・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 仮設トイレ (レンタル) <u>等</u> 及びトイレ用品による対応 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 快適な利用の確保 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>トイレは仮設トイレ等やマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、この際、トイレは男女別とし、女</u></p>	部	班	担当内容	危機管理部	総合調整班	・備蓄品に関すること。	市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>
部	班	担当内容																		
危機管理部	総合調整班	・備蓄品に関すること。																		
市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。																		
部	班	担当内容																		
危機管理部	総合調整班	・備蓄品に関すること。																		
市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。																		

改正前	改正後	修正理由
<p>約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、<u>備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第20節 入浴対策 (略)</p> <p>第21節 食料供給対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 (1) <u>(追加)</u> 食料の供給 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 供給体制 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22節 生活必需品等供給対策</p> <p>風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者の食料等の多くが浸水によって失われていること等を想定して、食料等の供給時期、範囲、優先順位等を考慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u> また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう配慮するものとする。</p>	<p><u>性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の設置に努める。また、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、<u>備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u></u></p> <p><u>(6) 市町村は、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u></p> <p>第20節 入浴対策 (略)</p> <p>第21節 食料供給対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 (1) <u>栄養バランスのとれた適温の食事・食料の供給</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 供給体制 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 日本赤十字社、ボランティア等が実施する現地炊き出し等については、市ボランティア活動現地本部と連携を図り、需給調整を行うこととする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22節 生活必需品等供給対策</p> <p>風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者の食料等の多くが浸水によって失われていること等を想定して、食料等の供給時期、範囲、優先順位等を考慮するものとする。</p> <p><u>なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。</u> また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう配慮する</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由																						
<p>1 各主体の役割 (1) 市民の役割 <u>市民は、避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。</u></p> <p>(2)～(4) (略) 2～4 (略)</p> <p>第23節 要配慮者の応急対策 (略)</p> <p>1 実施担当部及び班 市長は、市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、要配慮者に対し、必要と認める支援、救護対策を講ずる。 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 770 987 1444"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民生活部</td> <td>救助班</td> <td>・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域事務所班</td> <td>・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>保健衛生班</td> <td>・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 内 容	市民生活部	救助班	・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。	地域事務所班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。	福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。	<p>ものとする。</p> <p>1 各主体の役割 (1) 市民の役割 <u>風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び生活必需品は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。市民は、避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。</u></p> <p>(2)～(4) (略) 2～4 (略)</p> <p>第23節 要配慮者の応急対策 (略)</p> <p>1 実施担当部及び班 市長は、市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、要配慮者に対し、必要と認める支援、救護対策を講ずる。 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1079 770 1892 1444"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民生活部</td> <td>救助班</td> <td>・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域事務所班</td> <td>・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>保健衛生班</td> <td>・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 内 容	市民生活部	救助班	・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。	地域事務所班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。	福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。	<p>防災基本計画にあわせた修正</p>
部	班	担 当 内 容																						
市民生活部	救助班	・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。																						
	地域事務所班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。																						
福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。																						
部	班	担 当 内 容																						
市民生活部	救助班	・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。																						
	地域事務所班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。																						
福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。																						

改正前			改正後			修正理由
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯(追加)の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること ・被災者に対する福祉相談に関すること。 		福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、障がい者世帯、及び高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること ・被災者に対する福祉相談に関すること。 	
	要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者(外国人を除く。)の避難支援に関すること。 ・町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること 		要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者(外国人を除く。)の避難支援に関すること。 ・町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること 	
子ども未来部	児童福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者(主に妊産 	子ども未来部	児童福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者(主に妊産 	

改正前			改正後			修正理由
		婦、乳幼児) の避難支援及び療養支援に関すること。			婦、乳幼児) の避難支援及び療養支援に関すること。	
産業振興部	商業観光班	・外国人の避難支援に関すること。	産業振興部	商業観光班	・外国人の避難支援に関すること。	
<p>2 実施要領</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難・救出対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難所等での確認、運営 (略)</p> <p>(ア) ～ (イ)</p> <p>(ウ) 視覚・聴覚障がい者に対する的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。</p> <p>(エ) ～ (オ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の開設 ア (略)</p> <p>イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。</p> <p>(6) 保健・福祉対策 災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>ア 保健対策 被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。<u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>3 (略)</p>			<p>2 実施要領</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難・救出対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難所等での確認、運営 (略)</p> <p>(ア) ～ (イ)</p> <p>(ウ) 視覚・聴覚障がい者に対する的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。</p> <p>(エ) ～ (オ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の開設 ア (略)</p> <p>イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置するとともに、妊産婦や乳幼児等にも配慮した資機材等を配備する。</p> <p>(6) 保健・福祉対策 災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>ア 保健対策 被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。<u>また、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>3 (略)</p>			<p>語句修正</p> <p>語句修正および文言の修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>第24節 文教施設等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第25節 文化財施設災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>(追加)</u> は、風水害等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。</p> <p>イ 文化財所有者 <u>(追加)</u> は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、風水害等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品及び有形文化財</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、文化財が展示・收藏されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は可能な限り被害状況の把握に努め、風水害等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。</p> <p>(2) 文化財所有者 <u>及び管理責任者</u></p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、<u>(追加)</u></p>	<p>第24節 文教施設等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第25節 文化財施設災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>及び管理責任者 (以下、「文化財所有者等」という)</u> は、風水害等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。</p> <p>イ 文化財所有者 <u>等</u> は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、風水害等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品及び有形文化財</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、文化財が展示・收藏されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は可能な限り被害状況の把握に努め、風水害等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。</p> <p>(2) 文化財所有者 <u>等及び管理責任者</u></p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、<u>文化財所有者等又は管理責任者</u>と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財</p>	<p>文言の修正</p> <p>以下、文言の修正および追加</p>

改正前	改正後	修正理由						
<p>所有者 <u>又は管理責任者</u> と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>及び管理責任者</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、<u>(追加)</u> 所有者 <u>又は管理責任者</u> に対する指導・助言の仲立ちをする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第26節 障害物の処理対策</p> <p>災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(市庁舎、警察署、消防本部等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート)、物資輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急交通路</u> を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。</p> <p>なお、災害時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。</p> <p>1 各主体の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路管理者(国、県、市及び東日本高速道路株)の責務</p> <p>ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、<u>緊急輸送道路ネットワークの指定路線</u> については、最優先に実施するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 実施責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1417 987 1469"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担 当 内</td> </tr> </table>	部	班	担 当 内	<p>の保護・救出活動に当たる。</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>等及び管理責任者</u> (略)</p> <p>4-3 県の役割</p> <p>3-4 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、<u>文化財</u>所有者 <u>等又は管理責任者</u> に対する指導・助言の仲立ちをする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第26節 障害物の処理対策</p> <p>災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(市庁舎、警察署、消防本部等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート)、物資輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する <u>輸送路緊急交通路</u> を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。</p> <p>なお、災害時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。</p> <p>1 各主体の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路管理者(国、県、市及び東日本高速道路株)の責務</p> <p>ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、<u>緊急輸送道路ネットワークの指定路線</u> については、最優先に実施するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 実施責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 1417 1890 1469"> <tr> <td>部</td> <td>班</td> <td>担 当 内</td> </tr> </table>	部	班	担 当 内	<p>市⇄県の記載順番の変更</p> <p>文言の修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>
部	班	担 当 内						
部	班	担 当 内						

改正前			改正後			修正理由
		容			容	
市民生活部	環境衛生班	・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。	市民生活部	環境衛生班	・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。	県地域防災計画にあわせた修正
総合企画部	人事班	・県及び他市町村等に対する応援要請及び受入れ調整に関すること。	総合企画部	人事班	・県及び他市町村等に対する応援要請及び受入れ調整に関すること。	
都市整備部	建設班	・路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ・ <u>緊急輸送道路</u> の確保及び確保要請に関すること。	都市整備部	建設班	・路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ・ <u>啓開計画路線緊急輸送道路</u> の確保及び確保要請に関すること。	
消防部	総務班	・消防団員の出動に関すること。	消防部	総務班	・消防団員の出動に関すること。	
<p>3～7 (略)</p> <p>第27節 行方不明者及び遺体等の捜索・処理・埋葬対策</p> <p>(略)</p> <p>第28節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</u></p> <p>(3) <u>動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師</u></p>			<p>3～7 (略)</p> <p>第27節 行方不明者及び遺体等の捜索・処理・埋葬対策</p> <p>(略)</p> <p>第28節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協体制を確立し「動物救済本部」を設置する。危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災</u></p>			防災基本計画にあわせた修正

改正前			改正後			修正理由
<p><u>会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 市の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所を設置するに当たり、<u>(追加) 動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動(追加)支援を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 業務の内容 動物同行避難者や被災したペットへの対応</p>			<p><u>地に残された動物の保護を行う。</u></p> <p>(3) <u>危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 市の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所を設置するに当たり、<u>愛玩動物を同行した避難者を受入れられる施設を適切に受け入れるとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等に把握に努める。設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 必要に応じ、被災者支援等の観点から家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 業務の内容 動物同行避難者や被災したペットへの対応</p>			<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>
実施主体	対 策	協力依頼先	実施主体	対 策	協力依頼先	
被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村	被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村	

改正前			改正後			修正理由
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	<p>県</p> <p>動物救済本部</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	<p>県</p> <p>動物救済本部</p>	防災基本計画にあわせた修正
県	<p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体との連絡調整及び支援要請を行う。 	<p>県獣医師会</p> <p>県動物愛護協会</p> <p>環境省</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u> <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u> <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u> 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体との連絡調整及び支援要請を行う。 	<p>県獣医師会</p> <p>県動物愛護協会</p> <p>環境省</p>	
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 		新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 		
新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 		新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 		
			新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 		

改正前		改正後		修正理由
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や、迷子動物の一時預かりを行う。 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 被災動物の健康管理支援を行う。 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ボランティアの受付、調整を行う。 	動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や、迷子動物の一時預かりを行う。 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 被災動物の健康管理支援を行う。 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ボランティアの受付、調整を行う。 	
第29節 放送施設応急対策 (略)		第29節 放送施設応急対策 (略)		
第30節 電気通信施設応急対策 (略)		第30節 電気通信施設応急対策 (略)		
第31節 電力施設等応急対策 (略)		第31節 電力施設等応急対策 (略)		
1～2 (略)		1～2 (略)		
3 応急対策		3 応急対策		
(1) 復旧資材の確保		(1) 復旧資材の確保		
ア (略)		ア (略)		
イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター、 <u>(追加)</u> 等をはじめ、その		イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター、 <u>UAV</u> 等をはじめ、その他可		文言の追加

改正前	改正後	修正理由
<p>他可能な運搬手段により行う。 ウ (略) (2)～(5) (略) 4～6 (略)</p> <p>第3 2節 ガス施設応急対策 (略)</p> <p>第3 3節 給水・水道施設応急対策 (略)</p> <p>第3 4節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策 (略)</p> <p>第3 5節 危険物施設等応急対策 (略)</p> <p>第3 6節 鉄道施設応急対策 (略)</p> <p>第3 7節 公共土木施設等災害応急対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路及び橋りょう施設等応急対策計画 (1) 被災状況の把握及び施設点検 災害が発生した場合は、主要な橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 積雪期の対応 (1) 被災状況の把握及び施設点検 積雪期では雪が障害となり、施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結等により、十分な点検が行えないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的に点検を行い、速や</p>	<p>能な運搬手段により行う。 ウ (略) (2)～(5) (略) 4～6 (略)</p> <p>第3 2節 ガス施設応急対策 (略)</p> <p>第3 3節 給水・水道施設応急対策 (略)</p> <p>第3 4節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策 (略)</p> <p>第3 5節 危険物施設等応急対策 (略)</p> <p>第3 6節 鉄道施設応急対策 (略)</p> <p>第3 7節 公共土木施設等災害応急対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路及び橋りょう施設等応急対策計画 (1) 被災状況の把握及び施設点検 災害が発生した場合は、主要な橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行い、<u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策をする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 積雪期の対応 (1) 被災状況の把握及び施設点検 積雪期では雪が障害となり、施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結等により、十分な点検が行えないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的に点検を行い、速や</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(イ) <u>(追加)</u> ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(ウ) <u>駆けつけた</u> ボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。 ボランティアの活動に当たっては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第43節 労務供給対策</p> <p>(略)</p> <p>第44節 義援金品の受入れ・配分対策</p> <p>(略)</p> <p>第45節 災害救助法による救助対策</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) <u>被災地や被災者の</u>ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(ウ) <u>駆けつけた</u> ボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。 ボランティアの活動に当たっては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第43節 労務供給対策</p> <p>(略)</p> <p>第44節 義援金品の受入れ・配分対策</p> <p>(略)</p> <p>第45節 災害救助法による救助対策</p> <p>(略)</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

第1編 風水害等共通対策 第4章 復旧・復興計画

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 民生安定化計画</p> <p>(略)</p> <p>1 被災者のための相談、支援</p> <p>市及び県、国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>(追加)</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 住宅対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国有財産の活用</p> <p>財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舍の空き室について無償で貸付けを行う。</p> <p>また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付け<u>(追加)</u>を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 その他公共料金の特例措置</p> <p>(1) 郵政業務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(ア) 日本郵便株式会社支社長が決定する。</p> <p>(イ) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>共同募金連合会</u>にあてた小包又は現金書留に限る。</p> <p>(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支給・貸付・融資その他資金等の概要</p>	<p>第1節 民生安定化計画</p> <p>(略)</p> <p>1 被災者のための相談、支援</p> <p>市及び県、国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 住宅対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国有財産の活用</p> <p>財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舍の空き室について無償で貸付けを行う。</p> <p>また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付け<u>等</u>を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 その他公共料金の特例措置</p> <p>(1) 郵政業務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(ア) 日本郵便株式会社支社長が決定する。</p> <p>(イ) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>中央共同募金会共同募金連合会</u>にあてた小包又は現金書留に限る。</p> <p>(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支給・貸付・融資その他資金等の概要</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の追加</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前					改正後					修正理由	
区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課	区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課	機構改正に伴う修正	
支給	1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機管理部 防災・原子力課	支給	1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機管理部 防災・原子力課		
	2 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	危機管理部 防災・原子力課		給付	2 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市		危機管理部 防災・原子力課
	3 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊世帯	(公財) 都道府県センター	危機管理部 防災・原子力課 市民生活部 市民活動支援課			3 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊世帯	(公財) 都道府県センター		危機管理部 防災・原子力課 市民生活部 市民活動支援課
貸付	4 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機管理部 防災・原子力課	貸付	4 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機管理部 防災・原子力課		
	5 生活福祉資金 ア 福祉費(災害臨時経費) イ 福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	市 (民生委員・児童委員)	福祉保健部 福祉課		5 生活福祉資金 ア 福祉費(災害臨時経費) イ 福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	市 (民生委員・児童委員)	福祉保健部 福祉課		
	6 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	新潟県地域振興局健康福祉(環境)部	福祉保健部 福祉課		6 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	新潟県地域振興局健康福祉(環境)部	福祉保健部 福祉課		

改正前				改正後				修正理由		
7	住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	都市整備部 建築住宅課	7	住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	都市整備部 建築住宅課	
8	災害復興住宅資金貸付金利子補給金交付要綱	住宅金融支援機構又は金融機関の災害復興住宅資金の借入者	市		8	災害復興住宅資金貸付金利子補給金交付要綱	住宅金融支援機構又は金融機関の災害復興住宅資金の借入者	市		
9	天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	産業振興部 農林水産課	9	天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	産業振興部 農林水産課	
10	日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	農政課	10	日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	農政課	
11	中小企業融資	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会	産業振興部 商業観光課	11	中小企業融資	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会	産業振興部 商業観光課	
2～3 (略)				2～3 (略)						
第3節 公共施設等災害復旧計画				第3節 公共施設等災害復旧計画						
1～2 (略)				1～2 (略)						
3 被害状況調査及び集計				3 被害状況調査及び集計						
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)						
(4) 災害復旧事業の窓口				(4) 災害復旧事業の窓口						
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口			
1 公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国)	河川	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 (地域振興局地域整備部)	1 公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国)	河川	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 (地域振興局地域整備部)			

改正前				改正後				修正理由
庫負担法)	海岸	国土交通省 農林水産省	土木部河川管理課 防災係 交通政策局港湾整備課 建設防災係 (地域振興局地域整備部) 農林水産部漁港課 計画建設係	庫負担法)	海岸	国土交通省 農林水産省	土木部河川管理課 防災係 交通政策局港湾整備課 建設防災係 (地域振興局地域整備部) 農林水産部漁港課 計画建設係	
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課 砂防係 (地域振興局地域整備部)		砂防設備	国土交通省	土木部砂防課 砂防係 (地域振興局地域整備部)	
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部)		林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部)	
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部) 農林水産部治山課 技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部) 農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農業振興部)		地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部) 農林水産部治山課 技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部) 農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農業振興部)	

改正前				改正後				修正理由
	急傾斜地崩壊防止 施設	国土交通省	土木部砂防課 地 すべり係 (地域振興局地域 整備部)		急傾斜地崩壊防止 施設	国土交通省	土木部砂防課 地 すべり係 (地域振興局地域 整備部)	実際の運用にあ わせた修正
	道路	〃	土木部 <u>道路管理課</u> <u>維持管理係</u> (地域 振興局地域整備 部)		道路	〃	土木部 <u>道路建設課</u> <u>市町村道係道路管</u> <u>理課維持管理係</u> (地域振興局地 域整備部)	
	港湾	〃	交通政策局港湾整 備課 建設防災係 (港湾事務所) (地域振興局地域 整備部)		港湾	〃	交通政策局港湾整 備課 建設防災係 (港湾事務所) (地域振興局地域 整備部)	
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課 計画建設係 (地域振興局地域 整備部)		漁港	農林水産省	農林水産部漁港課 計画建設係 (地域振興局地域 整備部)	
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水 道課 (流域下水道事務 所)		下水道	国土交通省	土木部都市局下水 道課 (流域下水道事務 所)	
	公園	国土交通省	土木部都市局都市 整備課 (地域振興局地域 整備部)		公園	国土交通省	土木部都市局都市 整備課 (地域振興局地域 整備部)	

改正前				改正後				修正理由
2 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局(支局)農林(水産)振興部・農業振興部)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局(支局)農林(水産)振興部・農業振興部)		
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課 林道係 (地域振興局農林(水産)振興部)	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課 林道係 (地域振興局農林(水産)振興部)		
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課 資源対策係	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課 資源対策係		
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室 指導第1係 (地域振興局農業(水産)振興部・農業振興部)	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室 指導第1係 (地域振興局農業(水産)振興部・農業振興部)		
	(林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)		農林水産部林政課 計画調整係 (地域振興局農業(水産)振興部) 農林水産部水産課 資源対策係	(林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)		農林水産部林政課 計画調整係 (地域振興局農業(水産)振興部) 農林水産部水産課 資源対策係		
3 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課 財務管理係・助成係	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課 財務管理係・助成係		

改正前				改正後				修正理由
(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係・成人教育係	(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係・成人教育係	
(激甚法)	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課支援班(私学担当)	(激甚法)	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課支援班(私学担当)	
(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係	(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係	

改正前				改正後				修正理由
4 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係保護係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部高齢福祉保健課施設福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部少子化対策課保育支援係 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部)	4 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係保護係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部高齢福祉保健課施設福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部少子化対策課保育支援係 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部)	
(医療施設災等害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 (地域振興局健康福祉(環境)部)	(医療施設災等害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 (地域振興局健康福祉(環境)部)	
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営業・水道係	(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営業・水道係	

改正前				改正後				修正理由
旧費補助金)			(地域振興局健康福祉(環境)部)	旧費補助金)			(地域振興局健康福祉(環境)部)	
(保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 (地域振興局健康福祉(環境)部)	(保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 (地域振興局健康福祉(環境)部)	
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (地域振興局健康福祉環境部)	(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (地域振興局健康福祉環境部)	
5 都市災害復旧事業(都市施設等)、堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等(都市排水施設、公園等の施設)市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課 市街地整備係 (地域振興局地域整備部)	5 都市災害復旧事業(都市施設等)、堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等(都市排水施設、公園等の施設)市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課 市街地整備係 (地域振興局地域整備部)	
6 公営住宅等災害復旧事業(公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係 (地域振興局地域整備部)	6 公営住宅等災害復旧事業(公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係 (地域振興局地域整備部)	
7 その他の災害復旧事業 ①空 港 (空港法)	空港施設 工業用水道施設	国土交通省 経済産業省	交通政策局空港課 整備・調整担当	7 その他の災害復旧事業 ①空 港 (空港法)	空港施設 工業用水道施設	国土交通省 経済産業省	交通政策局空港課 整備・調整担当	

改正前				改正後				修正理由
②工業用水道 (予算措置) ③中小企業 (激甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	企業局施設課 土 木施設・電機施設 班 産業労働観光部産 業政策課 経営支 援室	②工業用水道 (予算措置) ③中小企業 (激甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	企業局施設課 土 木施設・電機施設 班 産業労働観光部産 業政策課 経営支 援室	
8 災害復旧に係 る市に対する財 政支援措置 ①特別交付税に 関する業務 ②普通交付税に 関する業務 ③地方債に関す る業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課 財政 班 (財政担当) 市町村課 財政班 (交付税担当) 市町村課 財政班 (理財担当)	8 災害復旧に係 る市に対する財 政支援措置 ①特別交付税に 関する業務 ②普通交付税に 関する業務 ③地方債に関す る業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課 財政 班 (財政担当) 市町村課 財政班 (交付税担当) 市町村課 財政班 (理財担当)	
第4節 災害復興計画 (略)				第4節 災害復興計画 (略)				

第2編 個別災害対策 第1章 風水害対策

改正前		改正後		修正理由																																																																																																																												
<p>第1節 水防管理団体等の体制整備計画 (略)</p> <p>第2節 水防警報伝達計画</p> <p>1 水防警報の発表と伝達 (略)</p> <p>(1) 水防警報の概要 ア 水防警報を行う河川並びに水防警報発表者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>発表者</th> <th>対象水防区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鯖石川</td> <td>左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町</td> <td rowspan="3">柏崎地域振興局 地域整備部</td> <td rowspan="3">柏崎水防区</td> </tr> <tr> <td>鵜川</td> <td>左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475</td> </tr> <tr> <td>別山川</td> <td>左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 水防警報の対象とする水位観測所</p> <p>※標高表示、()内は河床からの水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防回待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>局番(0257)電話応答式(自記)</th> <th>堤防高</th> <th>0点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鯖石川</td> <td>加納</td> <td>柏崎市加納</td> <td>18.45 (3.45)</td> <td>18.95 (3.95)</td> <td>19.80 (4.80)</td> <td>19.80 (4.80)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>23.50 (8.50)</td> <td>15.00</td> </tr> <tr> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>鵜川</td> <td>宮之窪</td> <td>柏崎市上糸</td> <td>9.30 (2.66)</td> <td>9.80 (3.16)</td> <td>10.10 (3.46)</td> <td>10.95 (4.31)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>12.12 (5.48)</td> <td>6.64</td> </tr> <tr> <td>別山川</td> <td>栄橋</td> <td>刈羽村滝谷新田</td> <td>12.35 (1.91)</td> <td>12.75 (2.31)</td> <td>12.95 (2.51)</td> <td>13.26 (2.82)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>14.71 (4.27)</td> <td>10.44</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域	発表者	対象水防区	鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町	柏崎地域振興局 地域整備部	柏崎水防区	鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475	別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から	河川名	観測所名	位置	水防回待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高	鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.80 (4.80)	19.80 (4.80)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00	追加	鵜川	宮之窪	柏崎市上糸	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64	別山川	栄橋	刈羽村滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44	<p>第1節 水防管理団体等の体制整備計画 (略)</p> <p>第2節 水防警報伝達計画</p> <p>1 水防警報の発表と伝達 (略)</p> <p>(1) 水防警報の概要 ア 水防警報を行う河川並びに水防警報発表者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>発表者</th> <th>対象水防区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鯖石川</td> <td>左岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町</td> <td rowspan="3">柏崎地域振興局 長地域整備部</td> <td rowspan="3">柏崎水防区</td> </tr> <tr> <td>鵜川</td> <td>左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475</td> </tr> <tr> <td>別山川</td> <td>左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 水防警報の対象とする水位観測所</p> <p>※標高表示、()内は河床からの水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防回待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>局番(0257)電話応答式(自記)</th> <th>堤防高</th> <th>0点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鯖石川</td> <td>加納</td> <td>柏崎市加納</td> <td>18.45 (3.45)</td> <td>18.95 (3.95)</td> <td>19.29 19.80 (4.29)</td> <td>20.13 20.55 (5.13)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>23.50 (8.50)</td> <td>15.00</td> </tr> <tr> <td>鯖石川</td> <td>天保橋</td> <td>柏崎市 中田</td> <td>5.10 (4.76)</td> <td>5.75 (5.41)</td> <td>6.42 (6.08)</td> <td>7.45 (7.11)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>8.90 (8.56)</td> <td>0.34</td> </tr> <tr> <td>鵜川</td> <td>宮之窪</td> <td>柏崎市上糸</td> <td>9.30 (2.66)</td> <td>9.80 (3.16)</td> <td>10.10 (3.46)</td> <td>10.95 (4.31)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>12.12 (5.48)</td> <td>6.64</td> </tr> <tr> <td>別山川</td> <td>栄橋</td> <td>刈羽村滝谷新田</td> <td>12.35 (1.91)</td> <td>12.75 (2.31)</td> <td>12.95 (2.51)</td> <td>13.26 (2.82)</td> <td>21-8491 (10分毎)</td> <td>14.71 (4.27)</td> <td>10.44</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域	発表者	対象水防区	鯖石川	左岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町	柏崎地域振興局 長地域整備部	柏崎水防区	鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475	別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から	河川名	観測所名	位置	水防回待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高	鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 19.80 (4.29)	20.13 20.55 (5.13)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00	鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	6.42 (6.08)	7.45 (7.11)	21-8491 (10分毎)	8.90 (8.56)	0.34	鵜川	宮之窪	柏崎市上糸	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64	別山川	栄橋	刈羽村滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44	<p>水防計画にあわせた修正</p> <p>水防計画にあわせた修正(水位観測所の追加)</p>									
河川名	区 域	発表者	対象水防区																																																																																																																													
鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町	柏崎地域振興局 地域整備部	柏崎水防区																																																																																																																													
鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475																																																																																																																															
別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から																																																																																																																															
河川名	観測所名	位置	水防回待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高																																																																																																																							
鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.80 (4.80)	19.80 (4.80)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00																																																																																																																							
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																																																																							
鵜川	宮之窪	柏崎市上糸	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64																																																																																																																							
別山川	栄橋	刈羽村滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44																																																																																																																							
河川名	区 域	発表者	対象水防区																																																																																																																													
鯖石川	左岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市大字石會根(山根橋)高柳町岡野町	柏崎地域振興局 長地域整備部	柏崎水防区																																																																																																																													
鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475																																																																																																																															
別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から																																																																																																																															
河川名	観測所名	位置	水防回待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高																																																																																																																							
鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 19.80 (4.29)	20.13 20.55 (5.13)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00																																																																																																																							
鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	6.42 (6.08)	7.45 (7.11)	21-8491 (10分毎)	8.90 (8.56)	0.34																																																																																																																							
鵜川	宮之窪	柏崎市上糸	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64																																																																																																																							
別山川	栄橋	刈羽村滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44																																																																																																																							

改正前	改正後	修正理由
<p>ウ 水防警報の段階と範囲 水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 水防警報の範囲 河川名(量水標名)：二級河川 鯖石川(加納(追加))、二級河川 鶺川(宮之窪) 二級河川 別山川(栄橋)</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 水防警報の伝達方法 (略)</p> <p>[水防警報伝達系統図]</p> <pre> graph TD A[県柏崎地域振興局 地域整備部] --> B[防災・原子力課] A --> C[消防本部・消防署] B --> D[自主防災組織・町内会・市民] C --> E[消防団] A --> F[県水防本部] F --> G[新潟地方気象台] F --> H[県警察本部] F --> I[県危機対策課] F --> J[報道機関] I --> K[陸上自衛隊 第二普通科連隊] </pre>	<p>ウ 水防警報の段階と範囲 水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 水防警報の範囲 河川名(量水標名)：二級河川 鯖石川(加納、天保橋)、二級河川 鶺川(宮之窪)、二級河川 別山川(栄橋)</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 水防警報の伝達方法 (略)</p> <p>[水防警報伝達系統図]</p> <pre> graph TD A[県柏崎地域振興局 地域整備部] --> B[防災・原子力課] A --> C[消防本部・消防署] B --> D[自主防災組織・町内会・市民] C --> E[消防団] A --> F[県水防本部] F --> G[新潟地方気象台] F --> H[県警察本部] F --> I[県危機対策課] F --> J[報道機関] I --> K[陸上自衛隊 第二普通科連隊] K --> L[陸上自衛隊 第30普通科連隊] </pre>	<p>水防計画にあわせた修正</p> <p>水防警報の範囲追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>市は、集落の孤立に備え、孤立予想地区における防災拠点となる施設を確保する。また、市民の救助、医療救護、物資の供給等のためのヘリコプター（追加）の運用に備え、孤立予想地区におけるヘリポート適地の確保に努める。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第4節 建築物の雪害予防計画</p> <p>（略）</p> <p>1 一般建築物の雪害予防</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 克雪住宅の普及</p> <p>（略）</p> <p>ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援助成</p> <p>（ア）</p> <p>○ 対象地域 鵜川地区、高柳地区、中鯖石地区、南鯖石地区、別俣地区、野田地区、北条地区、上米山地区、中通地区、上条地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区</p> <p>○ 補助基本額（上限） 融雪式住宅 44万円 （要援護世帯の場合は55万円）</p> <p>その他 33万円（要援護世帯の場合は44万円）</p> <p>命綱固定アンカー 10万円（補助対象経費の1/2まで）</p> <p>イ（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p> <p>第5節 電力・通信の確保計画</p> <p>（略）</p> <p>1 電力供給確保対策</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）機動力及び通信網の整備</p> <p>ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点</p>	<p>市は、集落の孤立に備え、孤立予想地区における防災拠点となる施設を確保する。また、市民の救助、医療救護、物資の供給等のためのヘリコプター、UAV等の運用に備え、孤立予想地区におけるヘリポート適地の確保に努める。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第4節 建築物の雪害予防計画</p> <p>（略）</p> <p>1 一般建築物の雪害予防</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 克雪住宅の普及</p> <p>（略）</p> <p>ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援助成</p> <p>（ア）</p> <p>○ 対象地域 鵜川地区、高柳地区、中鯖石地区、南鯖石地区、別俣地区、野田地区、北条地区、上米山地区、中通地区、上条地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区</p> <p>○ 補助基本額（上限） 融雪式住宅 44万円 （要援護世帯の場合は55万円）</p> <p>その他 33万円（要援護世帯の場合は44万円）</p> <p>命綱固定アンカー 10万円（補助対象経費の1/2まで）</p> <p>イ（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p> <p>第5節 電力・通信の確保計画</p> <p>（略）</p> <p>1 電力供給確保対策</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）機動力及び通信網の整備</p> <p>ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点</p>	<p>文言の追加</p> <p>対象地区の合併による削除</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業職員含む）の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団 <u>又は自衛隊</u> の派遣を求める。</p> <p>第8節 雪崩防止施設等の整備 (略)</p> <p>第9節 雪崩事故の防止と応急対策 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪崩発生時の応急措置</p> <p>(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>(追加)</u> 市民等が被災した場合は、直ちに消防、消防団、警察と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。</p> <p>ウ <u>(追加)</u> 住居を失った市民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる <u>のとする</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 孤立集落住民の救助</p> <p>県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めたときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプター <u>(追加)</u> による医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。</p>	<p>雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業職員含む）の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団 <u>又は自衛隊</u> の派遣を求める。</p> <p>第8節 雪崩防止施設等の整備 (略)</p> <p>第9節 雪崩事故の防止と応急対策 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪崩発生時の応急措置</p> <p>(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>市は、</u> 市民等が被災した場合は、直ちに消防、消防団、警察と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。</p> <p>ウ <u>市は、</u> 住居を失った市民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる <u>のとする</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 孤立集落住民の救助</p> <p>県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めたときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプター、<u>UAV等</u> による医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。</p>	<p></p> <p>文言の修正</p> <p>文言の追加</p>

第2編 個別災害対策 第3章 土砂災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 土砂災害予防計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 住宅の移転促進 各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅 <u>(追加)</u> の移転促進を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 地すべり <u>防止区域</u> 巡視員の設置 (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第2節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画</p> <p>1 計画の方針 (略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、市民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や市民の属性などを踏まえた上で全ての人がイメージしやすいようにするなど、市民目線に立った情報伝達を行う。</p> <p>a (略)</p> <p>b 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼ</p>	<p>第1節 土砂災害予防計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 住宅の移転促進 各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、<u>若しくはがけ地に近接する住宅</u> の移転促進を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（<u>緊急告知ラジオ戸別受信機含む</u>）等の整備に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 地すべり <u>防止区域</u> 巡視員の設置 (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第2節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画</p> <p>1 計画の方針 (略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、市民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や市民の属性などを踏まえた上で全ての人がイメージしやすいようにするなど、市民目線に立った情報伝達を行う。</p> <p>a (略)</p> <p>b 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼ</p>	<p>文言の追加</p> <p>実運用に合わせた修正</p> <p>文言の修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>す土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p> <p>なお、これを補足する情報である（追加）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。（追加）避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2 土砂災害に関する気象情報、防災情報の種類及び発表基準</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟県と新潟地方気象台が共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p> <p>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>【情報伝達経路図(土砂災害警戒情報)】</p>	<p>す土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p> <p>なお、これを補足する情報である新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。なお、土砂災害警戒情報は、危険な避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2 土砂災害に関する気象情報、防災情報の種類及び発表基準</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟県と新潟地方気象台が共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p> <p>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>【情報伝達経路図(土砂災害警戒情報)】</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正および実運用に合わせた修正</p> <p>警戒情報伝達範囲に合わせた修正（県地域防災計画にあ</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>3～17 (略)</p> <p>第3節 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</u></p> <p>(7) <u>災害の状況に応じて避難情報の発令をした上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>3～17 (略)</p> <p>第3節 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難指示等の発令が必要となるような災害発生が予想される場合は夕刻時点で発令する。</u> <u>また、夜間・未明であっても、発令基準及びその後の気象状況等の見通しを総合的に勘案し、避難指示等を発令する。</u></p> <p>避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>(7) <u>指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険なおそれがある場合等において、危険な場所にいる居住者等に緊急安全確保を発令する。</u> <u>災害の状況に応じて避難情報の発令をした上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>正)</p> <p>県の地域防災計画に合わせた修正</p>

第2編 個別災害対策 第4章 林野火災対策

改正前	改正後	修正理由																
<p>第1節 林野火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 市の林野火災発生状況</p> <p>市では、過去10年間に7件の林野火災が発生している。</p> <p>・平成22(2010)年8月発生事案： 焼却炉の火の粉が飛び火し枯れ草等12aを焼損したものである。</p> <p>・平成26(2014)年4月発生事案： 出火原因は不明であるが、枯草等6aを焼損したものである。</p> <p>・平成27(2015)年3月発生事案： たき火の火が飛び火し(追加)枯草等8aを焼損したものである。</p> <p>・平成27(2015)年8月発生事案： たき火が付近の落葉等に燃え移り(追加)枯草等2aを焼損したものである。</p> <p>・平成28(2016)年5月発生事案： 枯草焼の火が延焼拡大し、枯草等74aを焼損したものである。</p> <p>・平成28(2016)年6月発生事案： 焼却炉の火の粉が飛び火し、枯草等0.45aを焼損したものである。</p> <p>・平成30(2018)年7月発生事案： 出火原因は不明であるが、枯草等2aを焼損したものである</p> <p>(追加)</p> <table border="1" data-bbox="159 1294 987 1460"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数(件)</th> <th>焼損面積(a)</th> <th>発生月/件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22(2010)年</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>8月/1件</td> </tr> </tbody> </table>	年	件数(件)	焼損面積(a)	発生月/件数	平成22(2010)年	1	12	8月/1件	<p>第1節 林野火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 市の林野火災発生状況</p> <p>市では、過去10年間に7件の林野火災が発生している。</p> <p>・平成22(2010)年8月発生事案： 焼却炉の火の粉が飛び火し枯れ草等12aを焼損したものである。</p> <p>・平成26(2014)年4月発生事案： 出火原因は不明であるが、枯草等6aを焼損したものである。</p> <p>・平成27(2015)年3月発生事案： たき火の火が飛び火し、枯草等8aを焼損したものである。</p> <p>・平成27(2015)年8月発生事案： たき火が付近の落葉等に燃え移り、枯草等2aを焼損したものである。</p> <p>・平成28(2016)年5月発生事案： 枯草焼の火が延焼拡大し、枯草等74aを焼損したものである。</p> <p>・平成28(2016)年6月発生事案： 焼却炉の火の粉が飛び火し、枯草等0.45aを焼損したものである。</p> <p>・平成30(2018)年7月発生事案： 出火原因は不明であるが、枯草等2aを焼損したものである</p> <p>・令和6年(2024)年4月発生事案： たき火の火が付近の枯草に燃え移り、枯草等14aを焼損したものである。</p> <table border="1" data-bbox="1061 1294 1890 1460"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数(件)</th> <th>焼損面積(a)</th> <th>発生月/件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22(2010)年</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>8月/1件</td> </tr> </tbody> </table>	年	件数(件)	焼損面積(a)	発生月/件数	平成22(2010)年	1	12	8月/1件	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
年	件数(件)	焼損面積(a)	発生月/件数															
平成22(2010)年	1	12	8月/1件															
年	件数(件)	焼損面積(a)	発生月/件数															
平成22(2010)年	1	12	8月/1件															

改正前				改正後				修正理由
<u>平成</u> <u>23(2011)年</u>	<u>0</u>			平成 23(2011)年	0			時点修正
<u>平成</u> <u>24(2012)年</u>	<u>0</u>	<u>二</u>		平成 24(2012)年	0	<u>二</u>		
<u>平成</u> <u>25(2013)年</u>	<u>0</u>	<u>二</u>		平成 25(2013)年	0	<u>二</u>		
<u>平成</u> <u>26(2014)年</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>4月/1件</u>	平成 26(2014)年	1	6	<u>4月/1件</u>	
平成 27(2015)年	2	1 0	3月/1件 8月/1件	平成 27(2015)年	2	1 0	3月/1件 8月/1件	
平成 28(2016)年	2	7 4	5月/1件 6月/1件	平成 28(2016)年	2	7 4	5月/1件 6月/1件	
平成 29(2017)年	0	—		平成 29(2017)年	0	—		
平成 30(2018)年	1	2	7月/1件	平成 30(2018)年	1	2	7月/1件	
令和元 (2019)年	0	—		令和元 (2019)年	0	—		
令和2 (2020)年	0	—		令和2 (2020)年	0	—		
令和3 (2021)年	0	—		令和3 (2021)年	0	—		
合 計	<u>7</u>	<u>1 0 4</u>		<u>令和4</u> <u>(2022)年</u>	<u>0</u>	<u>二</u>		
				<u>令和5</u> <u>(2023)年</u>	<u>0</u>	<u>二</u>		
				<u>令和6</u> <u>(2024)年</u>	<u>1</u>	<u>1 4</u>	<u>4月/1件</u>	
				合 計	6 7	1 0 0 1 0 4		

改正前	改正後	修正理由																
<p>2 火災予防体制の整備</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 大火危険気象等に対する警戒</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>(追加) 火災警報の発令と警戒</u> 市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、<u>(追加) 火災に関する (追加) 警報を発令して市民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。</u> また、<u>消防機関は必要により火災警報信号の発令を行い、市及び消防機関は、広報車による巡回、防災行政無線等により広報するとともに (追加) 県危機対策課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、市民及び関係者への周知を図る。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防体制等の整備・充実</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 空中消火体制の整備</p> <p>県は、林野火災発生時に、空中消火等消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> の有効活用を図るため、消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の整備を図る。 なお、他の都道府県等の消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> や自衛隊のヘリコプター <u>(追加)</u> 応援出動がスムーズに得られるよう、平時から連絡調整に当たるものとする。また、それぞれの資機材の備蓄状況等についても平時から情報交換に努めるものとする。</p> <p>県の空中消火用資機材等の保有状況 (<u>平成30</u>年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="219 1430 994 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考					<p>2 火災予防体制の整備</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 大火危険気象等に対する警戒</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>林野火災注意報・林野</u>火災警報の発令と警戒 市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が<u>林野火災</u>の予防上危険であると自ら認めるときは、<u>段階に応じて、林野</u>火災に関する<u>注意報又は警報</u>の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。 <u>を発令して市民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。</u> また、<u>消防機関は必要により火災警報信号の発令を行い、市及び消防機関は、広報車による巡回、防災行政無線等により広報するとともに、県危機対策課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、市民及び関係者への周知を図る。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防体制等の整備・充実</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 空中消火体制の整備</p> <p>県は、林野火災発生時に、空中消火等消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u>の有効活用を図るため、消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の整備を図る。 なお、他の都道府県等の消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u>や自衛隊のヘリコプター、<u>UAV等</u>応援出動がスムーズに得られるよう、平時から連絡調整に当たるものとする。また、それぞれの資機材の備蓄状況等についても平時から情報交換に努めるものとする。</p> <p>県の空中消火用資機材等の保有状況 (<u>令和2平成30</u>年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1124 1430 1899 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考					<p>消防法改正による修正</p> <p>文言の追加</p> <p>時点修正</p>
項目	品名等	数量	備考															
項目	品名等	数量	備考															

改正前	改正後	修正理由
<p>(2) 消防本部の対応 通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。特に、地理的条件により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> の応援要請を行う。</p> <p>ア 消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び市民等の避難誘導のための出動</p> <p>イ 森林の管理者(森林管理署、森林組合等) 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力</p> <p>ウ 県危機対策課 消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> の緊急運航</p> <p>エ 柏崎警察署 消防車両の通行確保のための交通規制</p> <p>オ 市 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保</p> <p>また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。</p> <p>2 消火・救出活動</p> <p>(1) 火災防御活動の実施 現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> 等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。</p> <p>ア 情報収集 消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。</p> <p>現地に出動した消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> は火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 消火活動の実施 消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式手動ポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等</p>	<p>(2) 消防本部の対応 通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。特に、地理的条件により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプター <u>、UAV等</u> の応援要請を行う。</p> <p>ア 消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び市民等の避難誘導のための出動</p> <p>イ 森林の管理者(森林管理署、森林組合等) 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力</p> <p>ウ 県危機対策課 消防防災ヘリコプター <u>、UAV等</u> の緊急運航</p> <p>エ 柏崎警察署 消防車両の通行確保のための交通規制</p> <p>オ 市 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保</p> <p>また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。</p> <p>2 消火・救出活動</p> <p>(1) 火災防御活動の実施 現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター <u>、UAV等</u> と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。</p> <p>ア 情報収集 消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。</p> <p>現地に出動した消防防災ヘリコプター <u>、UAV</u> は火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 消火活動の実施 消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式手動ポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプター <u>、UAV</u> による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と</p>	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>以下、文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。</p> <p>(2) 孤立者等の救出 現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> により火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、人命救助を優先して救助活動を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 避難・誘導</p> <p>(1) 森林内の滞在者の退去 市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。 道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> は、空から避難の呼びかけを行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 広域応援等の要請</p> <p>(1) 消防の広域応援 消火に当たる消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく <u>応援要請</u> を行う。</p> <p>(2) 自衛隊の派遣要請 市長は、緊急消防援助隊等の広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター <u>(追加)</u> 等の派遣を要請する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。</p> <p>(2) 孤立者等の救出 現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプター <u>、UAV</u> により火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、人命救助を優先して救助活動を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 避難・誘導</p> <p>(1) 森林内の滞在者の退去 市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。 道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。消防防災ヘリコプター <u>、UAV</u> は、空から避難の呼びかけを行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 広域応援等の要請</p> <p>(1) 消防の広域応援 消火に当たる消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく <u>広域応援の要請</u> <u>応援要請</u> を行う。</p> <p>(2) 自衛隊の派遣要請 市長は、緊急消防援助隊等の広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター <u>、UAV</u> 等の派遣を要請する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>文言の修正</p>

第2編 個別災害対策 第5章 油流出事故災害対策

改正前	改正後	修正理由																																				
<p>第1節 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 関係防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> 県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動</p> <p>イ～タ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県警察本部</p> <p>ア 県警察ヘリコプター <u>(追加)</u>、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>第2節 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>1 関係機関の相互連携</p> <p>(略)</p> <p>(1) 連絡窓口等の明確化</p> <p>関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>ア 主な関係機関の窓口</p> <table border="1" data-bbox="114 1110 952 1474"> <thead> <tr> <th>機関・団体名</th> <th>担当部署</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>防災局 危機対策課</td> <td>新潟市中央区新光町4-1</td> </tr> <tr> <td>柏崎市</td> <td>防災・原子力課</td> <td>柏崎市 <u>中央町5-50</u></td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>警備救難部 救難課</td> <td>新潟市中央区美咲町1-2-1</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>地域部 地域課</td> <td>新潟市中央区新光町4-1</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>企画部 防災課</td> <td>新潟市中央区美咲町1-1-1</td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体名	担当部署	住 所	新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	柏崎市	防災・原子力課	柏崎市 <u>中央町5-50</u>	第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課	新潟市中央区美咲町1-2-1	県警察本部	地域部 地域課	新潟市中央区新光町4-1	北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1	<p>第1節 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 関係防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u> 県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動</p> <p>イ～タ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県警察本部</p> <p>ア 県警察ヘリコプター、<u>UAV等</u>、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>第2節 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>1 関係機関の相互連携</p> <p>(略)</p> <p>(1) 連絡窓口等の明確化</p> <p>関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>ア 主な関係機関の窓口</p> <table border="1" data-bbox="1019 1110 1856 1474"> <thead> <tr> <th>機関・団体名</th> <th>担当部署</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>防災局 危機対策課</td> <td>新潟市中央区新光町4-1</td> </tr> <tr> <td>柏崎市</td> <td>防災・原子力課</td> <td>柏崎市 <u>目石町2-1</u> <u>中央町5-50</u></td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>警備救難部 救難課</td> <td>新潟市中央区美咲町1-2-1</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>地域部 地域課</td> <td>新潟市中央区新光町4-1</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>企画部 防災課</td> <td>新潟市中央区美咲町1-1-1</td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体名	担当部署	住 所	新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	柏崎市	防災・原子力課	柏崎市 <u>目石町2-1</u> <u>中央町5-50</u>	第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課	新潟市中央区美咲町1-2-1	県警察本部	地域部 地域課	新潟市中央区新光町4-1	北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>時点修正</p>
機関・団体名	担当部署	住 所																																				
新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1																																				
柏崎市	防災・原子力課	柏崎市 <u>中央町5-50</u>																																				
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課	新潟市中央区美咲町1-2-1																																				
県警察本部	地域部 地域課	新潟市中央区新光町4-1																																				
北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1																																				
機関・団体名	担当部署	住 所																																				
新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1																																				
柏崎市	防災・原子力課	柏崎市 <u>目石町2-1</u> <u>中央町5-50</u>																																				
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課	新潟市中央区美咲町1-2-1																																				
県警察本部	地域部 地域課	新潟市中央区新光町4-1																																				
北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1																																				

改正前			改正後			修正理由
指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5 横浜アイマークプレイス	指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5 横浜アイマークプレイス	
県漁業協同組合連合会	総務部 総務企画課	新潟市中央区万代島2-1	県漁業協同組合連合会	総務部 総務企画課	新潟市中央区万代島2-1	
石油連盟	昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地 管理課	新潟市東区平和町21	石油連盟	昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地 管理課	新潟市東区平和町21	
新潟県沿岸排出油等防除協議会	新潟海上保安部警備救難課	新潟市中央区竜が島1-5-4	新潟県沿岸排出油等防除協議会	新潟海上保安部警備救難課	新潟市中央区竜が島1-5-4	
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3節 応急体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策本部等の組織・運営 災害対策本部等の組織・運営については、新潟県地域防災計画の定めるところによるが、油等流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。 ア (略) (ア) 県消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> 及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動 (イ)～(エ) (略) イ 災害対策本部の設置 (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) ヘリコプター <u>(追加)</u> ・船舶等による浮流油等の状況調査の調整 (オ)～(ケ) (略) ウ～ケ (略)</p>			<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3節 応急体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策本部等の組織・運営 災害対策本部等の組織・運営については、新潟県地域防災計画の定めるところによるが、油等流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。 ア (略) (ア) 県消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u> 及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動 (イ)～(エ) (略) イ 災害対策本部の設置 (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) ヘリコプター、<u>UAV等</u> ・船舶等による浮流油等の状況調査の調整 (オ)～(ケ) (略) ウ～ケ (略)</p>			<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>

改正前			改正後			修正理由																																
<p>3～7（略）</p> <p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各機関の情報の収集手段等 各機関の情報収集手段等は、概ね次のとおりとする。</p>			<p>3～7（略）</p> <p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各機関の情報の収集手段等 各機関の情報収集手段等は、概ね次のとおりとする。</p>			文言の追加																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>情報収集手段</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故原因者</td> <td>目視等あらゆる手段による情報収集</td> <td>被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する</td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>巡視船艇、航空機による情報収集</td> <td>収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用</td> <td>収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集</td> <td>県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>県警察ヘリコプター（追加）による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール</td> <td>県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	情報収集手段	伝達先	事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集		被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する	第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報	県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報	市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報	県警察本部	県警察ヘリコプター（追加）による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>情報収集手段</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故原因者</td> <td>目視等あらゆる手段による情報収集</td> <td>被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する</td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>巡視船艇、航空機による情報収集</td> <td>収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用</td> <td>収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集</td> <td>県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>県警察ヘリコプター、<u>UAV等</u>による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール</td> <td>県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	情報収集手段	伝達先	事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する	第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報	県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報	市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報	県警察本部	県警察ヘリコプター、 <u>UAV等</u> による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報
機関名	情報収集手段	伝達先																																				
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する																																				
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報																																				
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報																																				
市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報																																				
県警察本部	県警察ヘリコプター（追加）による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報																																				
機関名	情報収集手段	伝達先																																				
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する																																				
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報																																				
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」 現地調査（海岸パトロール）による 情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報																																				
市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報																																				
県警察本部	県警察ヘリコプター、 <u>UAV等</u> による 情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による 情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報																																				

改正前			改正後			修正理由
自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達 油防除対策調整会議への通報	自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達 油防除対策調整会議への通報	
北陸地方整備局	航空機・船舶による情報収集 現地調査（海岸パトロール）	県災害対策本部への伝達 油防除対策調整会議への通報	北陸地方整備局	航空機・船舶による情報収集 現地調査（海岸パトロール）	県災害対策本部への伝達 油防除対策調整会議への通報	
県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達 漁協への伝達 油等防除対策調整会議への通報	県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達 漁協への伝達 油等防除対策調整会議への通報	
図（略） （１）～（２）（略） （３）県 ア 県は、消防防災ヘリコプター（追加）及び所属船舶による巡視パトロールにより、情報の収集に努める。 イ（略） （４）（略） （５）県警察本部 警察ヘリコプター（追加）及び船舶により、海上上空からの目視及び画像撮影（画像伝送を含む）等による被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報することとする。 （６）～（８）（略） ３ 流出・漂着・防除活動状況の伝達 （略） （１）～（２）（略） （３）県 ア 消防防災ヘリコプター（追加）及び所属船舶で収集した情報 イ～ケ（略） （４）（略） （５）県警察本部 ア 警察ヘリコプター（追加）、船舶及び海岸パトロール			図（略） （１）～（２）（略） （３）県 ア 県は、消防防災ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 及び所属船舶による巡視パトロールにより、情報の収集に努める。 イ（略） （４）（略） （５）県警察本部 警察ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 及び船舶により、海上上空からの目視及び画像撮影（画像伝送を含む）等による被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報することとする。 （６）～（８）（略） ３ 流出・漂着・防除活動状況の伝達 （略） （１）～（２）（略） （３）県 ア 消防防災ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 及び所属船舶で収集した情報 イ～ケ（略） （４）（略） （５）県警察本部 ア 警察ヘリコプター、 <u>UAV</u> 、船舶及び海岸パトロール			文言の追加 文言の追加 文言の追加 文言の追加

改正前	改正後	修正理由																																												
<p>ールで収集した情報 イ～ウ（略） （6）（略） （7）北陸地方整備局 ア（略） イ 船舶、ヘリコプター <u>（追加）</u>による情報 ウ～エ（略） （8）～（12）（略）</p> <p>4 一般船舶への周知・沿岸住民への周知 災害の波及が予想される場合は、概ね次により、一般船舶及び一般市民に対し周知に努めるものとする。 （1）一般船舶への周知</p> <table border="1" data-bbox="129 608 987 810"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>周知手段</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>無線・電話・巡視船艇</td> <td rowspan="2">船舶全般</td> </tr> <tr> <td>放送局</td> <td>ラジオ・テレビ</td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港管理者</td> <td>船舶及び拡声器等</td> <td>港内船舶</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）沿岸住民への周知</p> <table border="1" data-bbox="129 847 987 1174"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>周知手段</th> <th>周知事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村消防本部</td> <td>広報車等 防災行政無線等</td> <td rowspan="2">1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>パトカー、ヘリコプター <u>（追加）</u>、船舶等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>ラジオ・テレビ</td> <td>3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 流出油等防除方針 （略）</p> <p>第6節 流出油等防除対策 （略） 1～2 （略） 3 漂着油の防除対策</p>	機関名	周知手段	対象	第九管区海上保安本部	無線・電話・巡視船艇	船舶全般	放送局	ラジオ・テレビ	港湾・漁港管理者	船舶及び拡声器等	港内船舶	機関名	周知手段	周知事項	市町村消防本部	広報車等 防災行政無線等	1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項	警察本部	パトカー、ヘリコプター <u>（追加）</u> 、船舶等	放送事業者	ラジオ・テレビ	3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項	<p>で収集した情報 イ～ウ（略） （6）（略） （7）北陸地方整備局 ア（略） イ 船舶、ヘリコプター、<u>UAV</u>による情報 ウ～エ（略） （8）～（12）（略）</p> <p>4 一般船舶への周知・沿岸住民への周知 災害の波及が予想される場合は、概ね次により、一般船舶及び一般市民に対し周知に努めるものとする。 （1）一般船舶への周知</p> <table border="1" data-bbox="1034 608 1892 810"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>周知手段</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>無線・電話・巡視船艇</td> <td rowspan="2">船舶全般</td> </tr> <tr> <td>放送局</td> <td>ラジオ・テレビ</td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港管理者</td> <td>船舶及び拡声器等</td> <td>港内船舶</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）沿岸住民への周知</p> <table border="1" data-bbox="1034 847 1892 1174"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>周知手段</th> <th>周知事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村消防本部</td> <td>広報車等 防災行政無線等</td> <td rowspan="2">1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>パトカー、ヘリコプター、<u>UAV等</u>、船舶等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>ラジオ・テレビ</td> <td>3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 流出油等防除方針 （略）</p> <p>第6節 流出油等防除対策 （略） 1～2 （略） 3 漂着油の防除対策</p>	機関名	周知手段	対象	第九管区海上保安本部	無線・電話・巡視船艇	船舶全般	放送局	ラジオ・テレビ	港湾・漁港管理者	船舶及び拡声器等	港内船舶	機関名	周知手段	周知事項	市町村消防本部	広報車等 防災行政無線等	1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項	警察本部	パトカー、ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 、船舶等	放送事業者	ラジオ・テレビ	3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>
機関名	周知手段	対象																																												
第九管区海上保安本部	無線・電話・巡視船艇	船舶全般																																												
放送局	ラジオ・テレビ																																													
港湾・漁港管理者	船舶及び拡声器等	港内船舶																																												
機関名	周知手段	周知事項																																												
市町村消防本部	広報車等 防災行政無線等	1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項																																												
警察本部	パトカー、ヘリコプター <u>（追加）</u> 、船舶等																																													
放送事業者	ラジオ・テレビ	3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項																																												
機関名	周知手段	対象																																												
第九管区海上保安本部	無線・電話・巡視船艇	船舶全般																																												
放送局	ラジオ・テレビ																																													
港湾・漁港管理者	船舶及び拡声器等	港内船舶																																												
機関名	周知手段	周知事項																																												
市町村消防本部	広報車等 防災行政無線等	1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項																																												
警察本部	パトカー、ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 、船舶等																																													
放送事業者	ラジオ・テレビ	3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項																																												

改正前		改正後		修正理由
(1) (略) (2) 優先順位（プライオリティ）の決定 市は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域において重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ集中的に資機材等を投入することにより、効果的な防除活動の実施に努めることとする。 優先順位は季節等により大きく変化するため、被害状況、今後の漂着予測、防除方法等を考慮して定めることとする。 （海岸地帯の被害の受けやすさの指標：番号が大きくなるほど被害を受けやすくなる）		(1) (略) (2) 優先順位（プライオリティ）の決定 市は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域において重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ集中的に資機材等を投入することにより、効果的な防除活動の実施に努めることとする。 優先順位は季節等により大きく変化するため、被害状況、今後の漂着予測、防除方法等を考慮して定めることとする。 （海岸地帯の被害の受けやすさの指標：番号が大きくなるほど被害を受けやすくなる）		誤記修正
海岸の形状	油の挙動と被害の受けやすさ	海岸の形状	油の挙動と被害の受けやすさ	
① 開放性の岩の岬	反射波のため大部分は沖合に止まる。	① 開放性の岩の岬	反射波のため大部分は沖合に止まる。	
② 波食性台地	波に洗われる。自然の作用により大部分の油は数週間以内に除去される。	② 波食性台地	波に洗われる。自然の作用により大部分の油は数週間以内に除去される。	
③ 細かい粒子の砂浜	油は堆積層まで浸透せず、機械的な除去が加納。除去しないと、油は数か月残留することがある。	③ 細かい粒子の砂浜	油は堆積層まで浸透せず、機械的な除去が可能加納。除去しないと、油は数か月残留することがある。	
④ 粗い粒子の砂浜	油は急速に沈降又は埋没することがあり、防除作業は困難となる。	④ 粗い粒子の砂浜	油は急速に沈降又は埋没することがあり、防除作業は困難となる。	
⑤ 砂とれきが混じった浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。	⑤ 砂とれきが混じった浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。	
⑥ 砂れきの浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。	⑥ 砂れきの浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。	
⑦ 閉鎖性の岩石海岸	波の作用が減少した地域。油は何年も残留することがある。	⑦ 閉鎖性の岩石海岸	波の作用が減少した地域。油は何年も残留することがある。	

改正前	改正後	修正理由
<p>(国際石油産業環境保全連盟の「海上油流出緊急時対応計画策定指針」より作成)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第7節 漁業対策</p> <p>(略)</p> <p>第8節 環境保全対策</p> <p>(略)</p> <p>第9節 復旧計画</p> <p>(略)</p>	<p>(国際石油産業環境保全連盟の「海上油流出緊急時対応計画策定指針」より作成)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第7節 漁業対策</p> <p>(略)</p> <p>第8節 環境保全対策</p> <p>(略)</p> <p>第9節 復旧計画</p> <p>(略)</p>	

第2編 個別災害対策 第6章 海上事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 海上事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の収集・連絡体制の強化 県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> 等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。 特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に関する情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ヘリコプター <u>(追加)</u> 受援体制の充実強化 県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプター <u>(追加)</u> の受援体制の充実強化に努める。</p> <p>(5) <u>県</u> 広域災害・救急医療情報システムの習熟 県は、海上事故災害発生時に <u>県</u> 広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 海上交通の安全確保 (1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>第2節 海上事故災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急活動</p>	<p>第1節 海上事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の収集・連絡体制の強化 県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u> 等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。 特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に関する情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ヘリコプター、<u>UAV等</u> 受援体制の充実強化 県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプター、<u>UAV等</u> の受援体制の充実強化に努める。</p> <p>(5) <u>県</u> 広域災害・救急医療情報システムの習熟 県は、海上事故災害発生時に <u>県</u> 広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 海上交通の安全確保 (1)～(2) (略) <u>(3) 重大事故情報等の公表</u> <u>北陸信越運輸局は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る安全情報の充実を図るものとする。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>第2節 海上事故災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急活動</p>	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～ウ (略) エ 沿岸市町村から要請があり、必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> を出動する。 オ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3節 海上事故による危険漂着物対策 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～ウ (略) エ 沿岸市町村から要請があり、必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u> を出動する。 オ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3節 海上事故による危険漂着物対策 (略)</p>	<p>文言の追加</p>

第2編 個別災害対策 第7章 航空事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 航空事故災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 航空事故災害応急対策 (略)</p> <p>1 応急体制の確立 県、市、警察等の関係機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図るものとする。 (1) 県 ア (略) イ 消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> により捜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。 ウ～エ (略) (2)～(3) (略) (4) 県警察 ア 負傷者の救助・救難活動を実施する。 イ 県警察ヘリコプター <u>(追加)</u> により捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。 ウ～エ (略) (5)～(8) (略) 2～3 (略)</p>	<p>第1節 航空事故災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 航空事故災害応急対策 (略)</p> <p>1 応急体制の確立 県、市、警察等の関係機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図るものとする。 (1) 県 ア (略) イ 消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u> により捜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。 ウ～エ (略) (2)～(3) (略) (4) 県警察 ア 負傷者の救助・救難活動を実施する。 イ 県警察ヘリコプター、<u>UAV等</u> により捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。 ウ～エ (略) (5)～(8) (略) 2～3 (略)</p>	<p></p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>

第2編 個別災害対策 第8章 鉄道事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 鉄道事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道事業者の防災体制の整備</p> <p>(1) 防災計画の作成</p> <p>各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。</p> <p>J R各社(東日本、西日本、貨物)は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により事故災害に対応するものとする。</p> <p><u>(追加)</u> 北越急行(株)は、法令の規定、監督庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておくものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 鉄道事故災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 鉄道事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道事業者の防災体制の整備</p> <p>(1) 防災計画の作成</p> <p>各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。</p> <p>J R各社(東日本、西日本、貨物)は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により事故災害に対応するものとする。</p> <p><u>えちごトキめき鉄道(株)及び</u>北越急行(株)は、法令の規定、監督庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておくものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 鉄道事故災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>

第2編 個別災害対策 第9章 道路事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 道路事故災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 道路事故災害応急対策 (略)</p>	<p>第1節 道路事故災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 道路事故災害応急対策 (略)</p>	

第2編 個別災害対策 第10章 危険物等事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 危険物等事故災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 危険物製造施設安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割4</p> <p>市は、危険物製造施設等の設置状況を把握するとともに、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、査察を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合<u>できる</u>よう指導する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>事業者は、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、<u>従業員</u>への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>6 放射性物質使用施設安全対策</p> <p>事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、<u>従業員</u>への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器を整備するとともに、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、<u>従業員</u>への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア 実施すべき具体的措置</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>第1節 危険物等事故災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 危険物製造施設安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割4</p> <p>市は、危険物製造施設等の設置状況を把握するとともに、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、査察を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合<u>することができる</u>よう指導する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>事業者は、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、<u>従業者従業員</u>への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>6 放射性物質使用施設安全対策</p> <p>事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、<u>従業者従業員</u>への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器を整備するとともに、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、<u>従業者従業員</u>への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア 実施すべき具体的措置</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>

第2編 個別災害対策 第11章 集团事故災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 集团事故災害予防計画 (略)</p>	<p>第1節 集团事故災害予防計画 (略)</p>	
<p>第2節 集团事故災害応急対策 (略)</p>	<p>第2節 集团事故災害応急対策 (略)</p>	

第2編 個別災害対策 第12章 竜巻等突風災害対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 竜巻等突風事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>立</u>巻等突風の規模及び被害の関係 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市の役割</p> <p>(1) 市民等への情報伝達体制の整備 市は、県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。 なお、その情報伝達方法は、防災行政無線（<u>戸別受信機</u>も含む）、防災情報メール配信及び市ホームページへの情報掲載等により行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第2節 竜巻等突風災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 竜巻等突風事故災害予防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>竜立</u>巻等突風の規模及び被害の関係 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市の役割</p> <p>(1) 市民等への情報伝達体制の整備 市は、県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。 なお、その情報伝達方法は、防災行政無線（<u>緊急告知ラジオ戸別受信機</u>も含む）、防災情報メール配信及び市ホームページへの情報掲載等により行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第2節 竜巻等突風災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>誤記修正</p> <p>実運用に合わせた修正</p>

第2編 個別災害対策 第13章 大規模火災対策

改正前	改正後	修正理由																				
<p>第1節 大規模火災予防計画 (略)</p> <p>第2節 大規模火災応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の流れ (1) (略) (2) 被災地へ</p> <table border="1" data-bbox="168 563 931 1042"> <tr> <td>情報発信者→情報受信者</td> <td>主な情報内容</td> </tr> <tr> <td>市・消防機関・警察署→市民</td> <td>出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報</td> </tr> <tr> <td>被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県</td> <td>県内広域消防応援部隊出動</td> </tr> <tr> <td>県・警察本部→市・消防本部</td> <td>緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター <u>(追加)</u> 偵察情報</td> </tr> <tr> <td>消防庁・自衛隊等→県</td> <td>緊急消防援助隊出動 自衛隊出動</td> </tr> </table> <p>3 業務の体系</p>	情報発信者→情報受信者	主な情報内容	市・消防機関・警察署→市民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動	県・警察本部→市・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター <u>(追加)</u> 偵察情報	消防庁・自衛隊等→県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動	<p>第1節 大規模火災予防計画 (略)</p> <p>第2節 大規模火災応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の流れ (1) (略) (2) 被災地へ</p> <table border="1" data-bbox="1072 563 1836 1042"> <tr> <td>情報発信者→情報受信者</td> <td>主な情報内容</td> </tr> <tr> <td>市・消防機関・警察署→市民</td> <td>出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報</td> </tr> <tr> <td>被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県</td> <td>県内広域消防応援部隊出動</td> </tr> <tr> <td>県・警察本部→市・消防本部</td> <td>緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター、<u>UAV等</u> 偵察情報</td> </tr> <tr> <td>消防庁・自衛隊等→県</td> <td>緊急消防援助隊出動 自衛隊出動</td> </tr> </table> <p>3 業務の体系</p>	情報発信者→情報受信者	主な情報内容	市・消防機関・警察署→市民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動	県・警察本部→市・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 偵察情報	消防庁・自衛隊等→県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動	<p>文言の追加</p>
情報発信者→情報受信者	主な情報内容																					
市・消防機関・警察署→市民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報																					
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動																					
県・警察本部→市・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター <u>(追加)</u> 偵察情報																					
消防庁・自衛隊等→県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動																					
情報発信者→情報受信者	主な情報内容																					
市・消防機関・警察署→市民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報																					
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）→市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動																					
県・警察本部→市・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター、 <u>UAV等</u> 偵察情報																					
消防庁・自衛隊等→県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動																					

改正前	改正後	修正理由												
<p>初期消火 市民 出火防止・初期消火 通報・出動要請 消防団 消火活動・火災防ぎょ活動 通報・出動要請 消防本部 消防活動・火災防ぎょ活動・応援要請 消防防災ヘリコプター(追加)の出動要請 応援要請(新潟県広域消防応援協定等) 調整 新潟市消防局等 調整 県内応援消防本部 調整 消防庁 応援要請 自衛隊 応援要請 緊急消防援助隊</p>	<p>初期消火 市民 出火防止・初期消火 通報・出動要請 消防団 消火活動・火災防ぎょ活動 通報・出動要請 消防本部 消防活動・火災防ぎょ活動・応援要請 消防防災ヘリコプター、UAV等の出動要請 応援要請(新潟県広域消防応援協定等) 調整 新潟市消防局等 調整 県内応援消防本部 調整 消防庁 応援要請 自衛隊 応援要請 緊急消防援助隊</p>	<p>文言の追加</p>												
<p>4 業務の内容</p>	<p>4 業務の内容</p>													
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>													
<p>(2) 火災対策</p>	<p>(2) 火災対策</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 968 315 1023">実施主体</th> <th data-bbox="315 968 815 1023">対 策</th> <th data-bbox="815 968 1003 1023">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 1023 315 1447">消防本部</td> <td data-bbox="315 1023 815 1447"> 市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情 </td> <td data-bbox="815 1023 1003 1447">県警察 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	消防本部	市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情	県警察 道路管理者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 968 1220 1023">実施主体</th> <th data-bbox="1220 968 1720 1023">対 策</th> <th data-bbox="1720 968 1906 1023">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 1023 1220 1447">消防本部</td> <td data-bbox="1220 1023 1720 1447"> 市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。 ウ 緊急車両等の通行路の確保 </td> <td data-bbox="1720 1023 1906 1447">県警察 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	消防本部	市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。 ウ 緊急車両等の通行路の確保	県警察 道路管理者	
実施主体	対 策	協力依頼先												
消防本部	市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情	県警察 道路管理者												
実施主体	対 策	協力依頼先												
消防本部	市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。 ウ 緊急車両等の通行路の確保	県警察 道路管理者												

改正前		改正後		修正理由	
	<p>報を収集する。</p> <p>ウ 緊急車両等の通行路の確保</p> <p>(ア) 警察及び道路管理者の情報 報を下に災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。</p> <p>(イ) 消防職員は、警察官がその場にはない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎょ活動</p> <p>(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。</p> <p>(イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>(ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>オ 消防水利の確保 消防機関は、水道事業者</p>	<p>水道事業者 協定先機関</p>	<p>(ア) 警察及び道路管理者の情報 報を下に災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。</p> <p>(イ) 消防職員は、警察官がその場にはない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎょ活動</p> <p>(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。</p> <p>(イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>(ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>オ 消防水利の確保 消防機関は、水道事業者と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現</p>	<p>水道事業者 協定先機関</p>	

改正前		改正後		修正理由
	と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。		場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。	文言の追加
警察本部・警察署	警察本部等は、県警ヘリコプター（追加）により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。 ア 被害情報等の把握 （ア）県警ヘリコプター（追加）のテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 （イ）現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。 イ 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。 ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。	警察本部・警察署	警察本部等は、県警ヘリコプター、 <u>UAV等</u> により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。 ア 被害情報等の把握 （ア）県警ヘリコプター、 <u>UAV等</u> のテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 （イ）現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。 イ 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。 ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。	

改正前			改正後			修正理由
県	県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> のテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u> は、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察	県	県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプター、 <u>UAV等</u> のテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプター、 <u>UAV等</u> は、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察	文言の追加
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。	消防署(所)消防団	第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。	消防署(所)消防団	
(3) ~ (4) (略)			(3) ~ (4) (略)			